

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月15日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	森川 晃
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

- ・以下「ファンド」といいます。また、「米ドルコース」または「資産成長型（米ドルコース）」といふことがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）

- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

平成28年 4月16日から平成29年 4月14日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2)属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々		ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし
不動産投信	その他			
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券(債券 公債))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

特長
1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するパミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長
2

10の通貨コース*が選択できる毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース、対米ドル・ブラジルレアルコース、対米ドル・アジア通貨バスケットコース）と、資産成長型（米ドルコース）があり、各コース間でスイッチングが可能です。

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※「対米ドル・アジア通貨バスケットコース」は、インドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンに、均等に配分することを原則とします。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間で

スイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

*10の通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

また、対米ドル・ブラジルレアルコース、対米ドル・アジア通貨バスケットコースでは、米ドル建ての新興国ソブリン債に米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、さらに、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行ないます。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイト」を参考指標としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



*各国情債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイトにおける各国の国債利回りです。「新興国平均」は、同指標の最終利回りです。

*上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

*上記データは過去のものであり、将来の運用成績等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

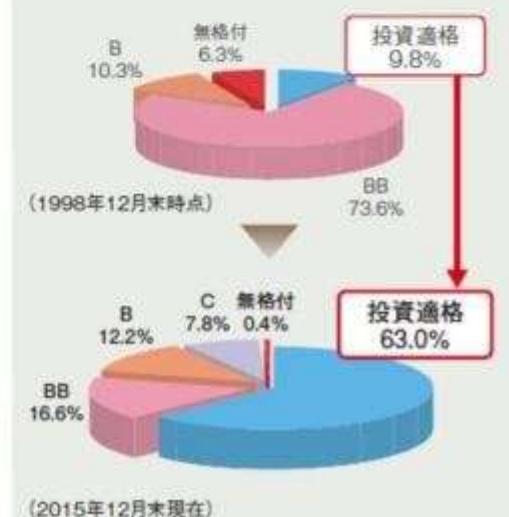
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2016年1月末現在)		格付
先進国		AAA
ドイツ	米国	AA+
日本		A+
新興国		BB+
新興国平均		BB+
中国	メキシコ	AA-
ペルー	トルコ	A-
ポーランド	コロンビア	BBB+
	フィリピン	BBB
	トルコ	BBB-
	ロシア	BBB-
	ブラジル	BBB-
	インドネシア	BB+
	ハンガリー	BB+
	レバノン	B

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



*各国情債格付はスタンダード& Poor's社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。

*「新興国平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイトの平均格付です。

*上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

*上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成績等を約束するものではありません。

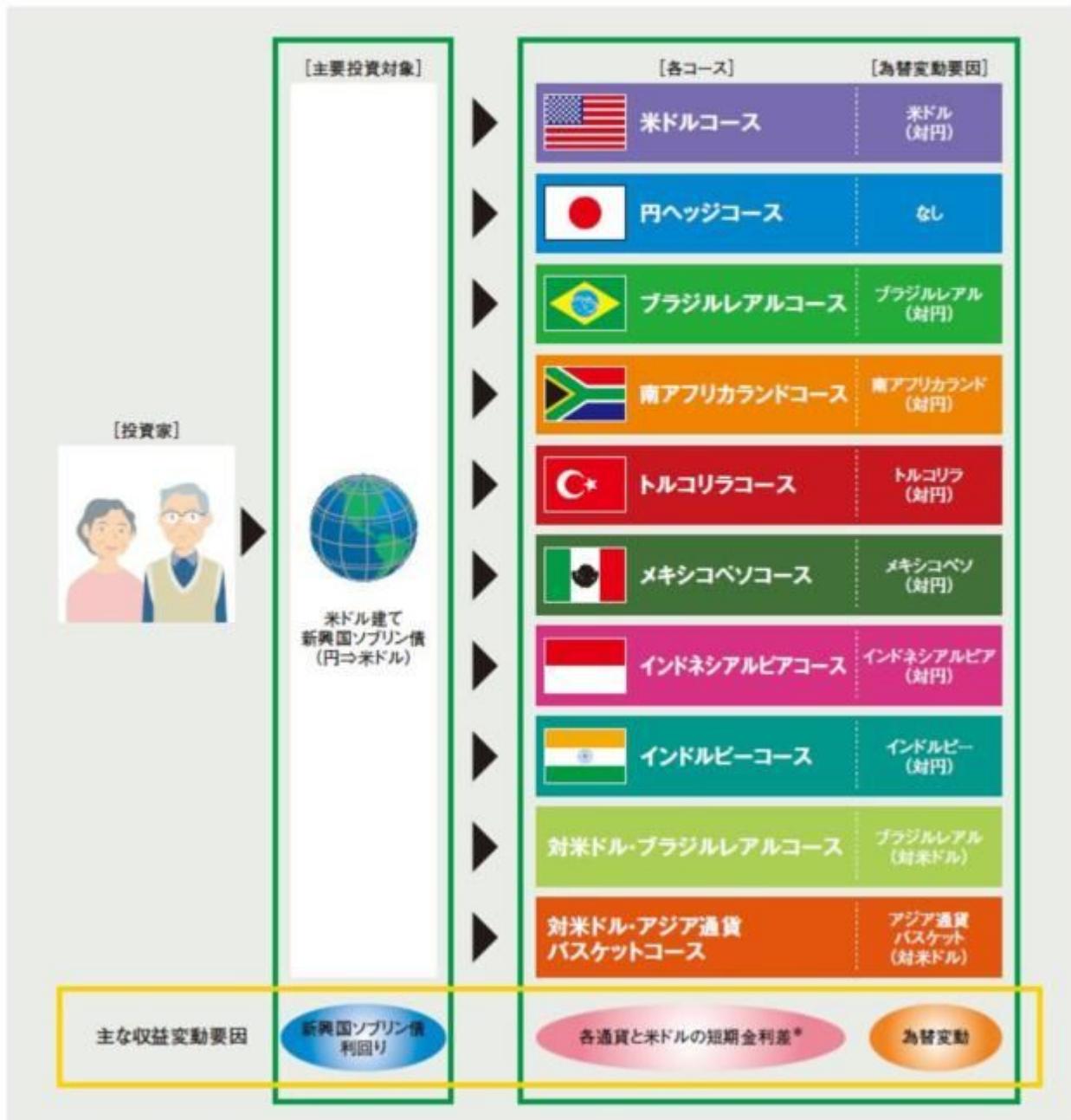
*信頼できると判断したデータをもとにPIMCOが作成。
*投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。

*表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

10の通貨コースについて

- 「ブラジルレアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。
- 「対米ドル・ブラジルレアルコース」「対米ドル・アジア通貨バスケットコース」では、原資産に米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行なったうえで、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／米ドルの変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



* 対米ドル・ブラジルレアルコースと対米ドル・アジア通貨バスケットコースは米ドルと円の金利差の影響も受けます。

※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

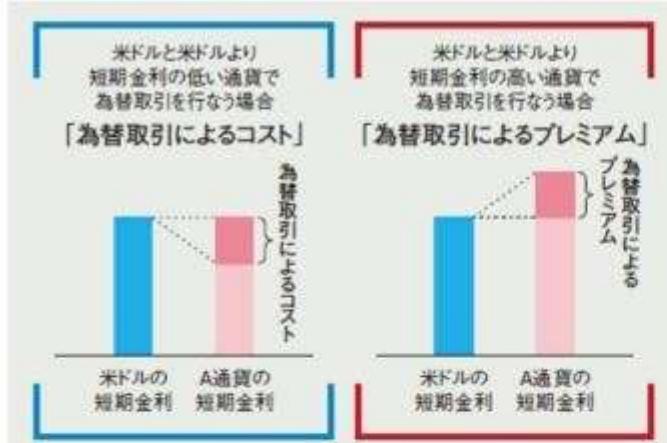
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が得られます。
 - 一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。
- *為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト／プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。

ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。



*上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)／プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



*為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。

*米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ティバーシファイトの最終利回り

*各国短期金利:米ドル、円ヘッジは1ヶ月Libor、ブラジルレアルはスワップ金利、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、インドネシアルピア、インドルピーは銀行間金利。アジア通貨バスケットの金利はインドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンの銀行間金利を均等分配したもの。

*上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。

*為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

- 各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

	↑ 基準価額の上昇要因 ↑	各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓
米ドル建て 新興国債券の 利回り低下 (価格上昇)	円安／米ドル高 (円安／米ドル高でも プラスの影響はありません) 米ドル < 円短期金利	資産成長型 (米ドルコース) 毎月分配型 (米ドルコース)	円高／米ドル安 (円高／米ドル安でも マイナスの影響はありません) 米ドル > 円短期金利
	円安／ブラジルレアル高 米ドル < ブラジルレアル 短期金利 < 短期金利	毎月分配型 (円ヘッジ コース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル > ブラジルレアル 短期金利 > 短期金利
	円安／南アフリカランド高 米ドル < 南アフリカランド 短期金利 < 短期金利	毎月分配型 (南アフリカ ランドコース)	円高／南アフリカランド安 米ドル > 南アフリカランド 短期金利 > 短期金利
	円安／トルコリラ高 米ドル < トルコリラ 短期金利 < 短期金利	毎月分配型 (トルコリラ コース)	円高／トルコリラ安 米ドル > トルコリラ 短期金利 > 短期金利
	円安／メキシコペソ高 米ドル < メキシコペソ 短期金利 < 短期金利	毎月分配型 (メキシコ ペソコース)	円高／メキシコペソ安 米ドル > メキシコペソ 短期金利 > 短期金利
	円安／インドネシアルピア高 米ドル < インドネシアルピア 短期金利 < 短期金利	毎月分配型 (インドネシア ルピアコース)	円高／インドネシアルピア安 米ドル > インドネシアルピア 短期金利 > 短期金利
	円安／インドルピー高 米ドル < インドルピー 短期金利 < 短期金利	毎月分配型 (インドルピー コース)	円高／インドルピー安 米ドル > インドルピー 短期金利 > 短期金利
	米ドル安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 < 円短期金利 米ドル短期金利 < ブラジルレアル 短期金利 (円安／米ドル高となっても 上昇要因とはなりません)	毎月分配型 (対米ドル ・ブラジルレアル コース)	米ドル高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 > 円短期金利 米ドル短期金利 > ブラジルレアル 短期金利 (円高／米ドル安となっても 下落要因とはなりません)
	米ドル安／アジア通貨高 米ドル短期金利 < 円短期金利 米ドル短期金利 < アジア通貨 短期金利 (円安／米ドル高となっても 上昇要因とはなりません)	毎月分配型 (対米ドル・ アジア通貨 バスケットコース)	米ドル高／アジア通貨安 米ドル短期金利 > 円短期金利 米ドル短期金利 > アジア通貨 短期金利 (円高／米ドル安となっても 下落要因とはなりません)
新興国の 信用格付の 引き上げ			新興国の 信用格付の 引き下げ

*アジア通貨バスケット金利は、インドネシアルピア、インドルピー、中国人民元、韓国ウォンの短期金利を均等配分したものです。
*市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

*上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成績を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。

*為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

*為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





*スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受け付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関する、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

大さな「アーチ」の上に、その上に「アーチ」がある。これが、この「アーチ」の構造である。

■ 主办 检查制度

王室投資家情報
く毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、直産成長型(米ドルコース)く

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
 - ・外債建資産への直接投資は行ないません。

＜毎月分配型（メキシコペソコース）、毎月分配型（インドネシアルビアコース）、毎月分配型（インドルルビーコース）、毎月分配型（対米ドル・ブラジルレアルコース）、毎月分配型（対米ドル・アジア通貨「スケットコース」）＞

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャルペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
 - ・外債建資額への投資割合には、制限を設けません。

分配方案

＜毎月分配型（米ドルコース）、毎月分配型（円ヘッジコース）、毎月分配型（ブラジルレアルコース）、毎月分配型（南アフリカランドコース）、毎月分配型（トルコリラコース）、毎月分配型（対米ドル・ブラジルレアルコース）、毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）＞

- ・複数回時に分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、寄託した分配を継続的に行なうことをめざします。

*「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

＜毎月分配型（メキシコペソコース）、毎月分配型（インドネシアルビアコース）、毎月分配型（インドルビーコース）、資産成長型（米ドルコース）＞

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

*将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合 前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

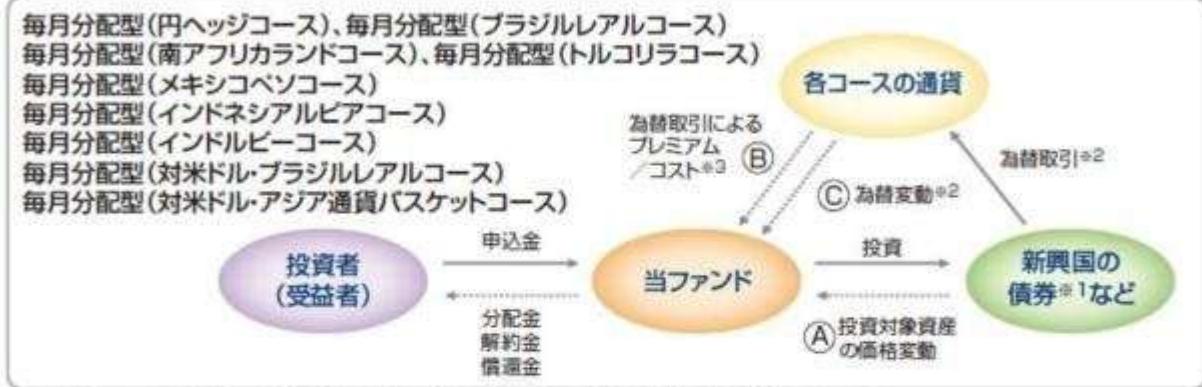
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



*毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)



^{※1} 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。

^{※2} 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円（ただし、対米ドルの2コースについては、各コースの通貨と米ドル）の為替変動リスクがあります。

^{※3} 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

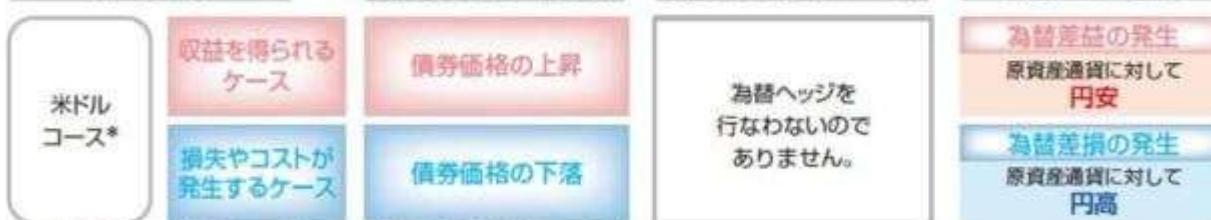
- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

(A)

(B)

(C)

$$\text{収益の源泉} = \text{債券の値上がり／値下がり} + \text{為替ヘッジプレミアム／コスト} + \text{為替差益／差損}$$



*毎月分配型(米ドルコース)および資産成長型(米ドルコース)

(A)

(B)

(C)

$$\text{収益の源泉} = \text{債券の値上がり／値下がり} + \text{為替ヘッジプレミアム／コスト} + \text{為替差益／差損}$$



*市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

*為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項は次ページもご確認ください。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項は前ページもご確認ください。



*市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行なわず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことと言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年11月12日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成21年 6月16日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

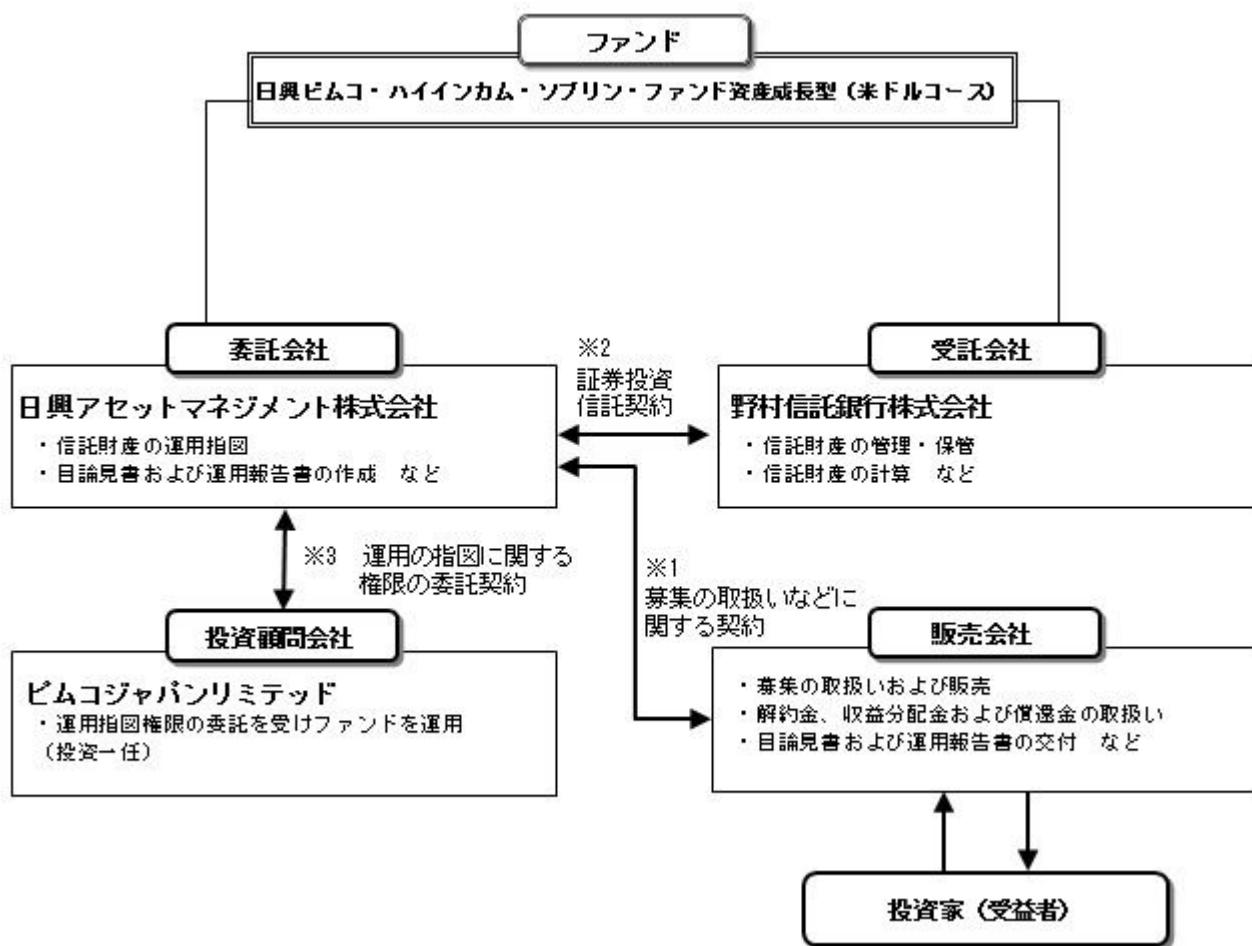
旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（ヘッジなし）

平成26年 4月16日

- ・信託期間の更新（信託終了日を平成31年1月15日から平成36年1月15日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成28年1月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
 - バミューダ籍円建外国投資信託
「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
 - 証券投資信託
「マネー・オープン・マザーファンド」
- ・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。
- ・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券

2) 金銭債権

3) 約束手形

4) 為替手形

主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) バミューダ籍円建外国投資信託 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

2) 証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」

3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

1) 資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要 < PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド > (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) USD」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) USD」受益証券を主要投資対象とし、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) USD >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。

主な投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 <ol style="list-style-type: none"> 1.米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2.国際機関の発行する債券 3.米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびCP 4.政府および企業が発行するインフレ連動債 5.仕組債 6.ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7.譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8.現先取引および逆現先取引 9.州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10.米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・B格（ムーディーズ社、スタンダード＆プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常の環境では、8年を超えないものとします。 ・ファンドは、1発行体に資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の95%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の15%までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

ファンドに係る費用

信託報酬など	없습니다。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。

その他

投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限

決算日	原則として、毎年5月末日
-----	--------------

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針

基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	없습니다。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

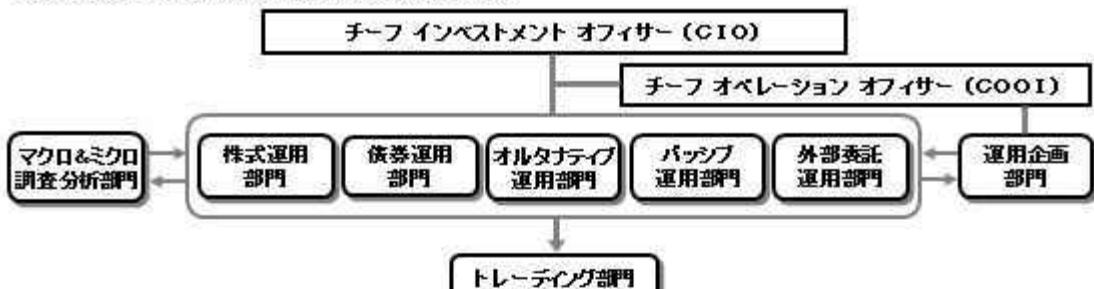
その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成15年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

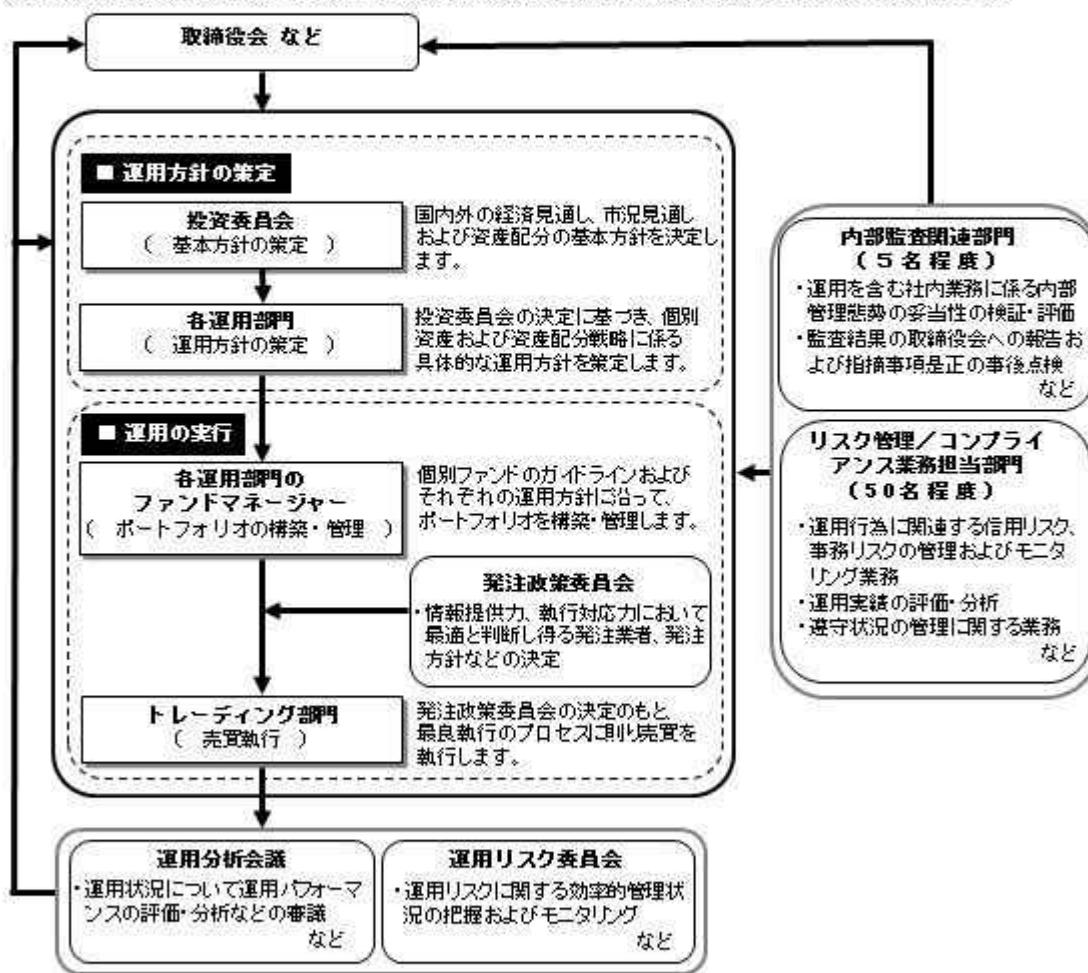
(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理体制のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行なっています。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

上記体制は平成28年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

上記は2015年12月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保利益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借り入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約

に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうことをとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります)。

す。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することができますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流入出などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することができます。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、

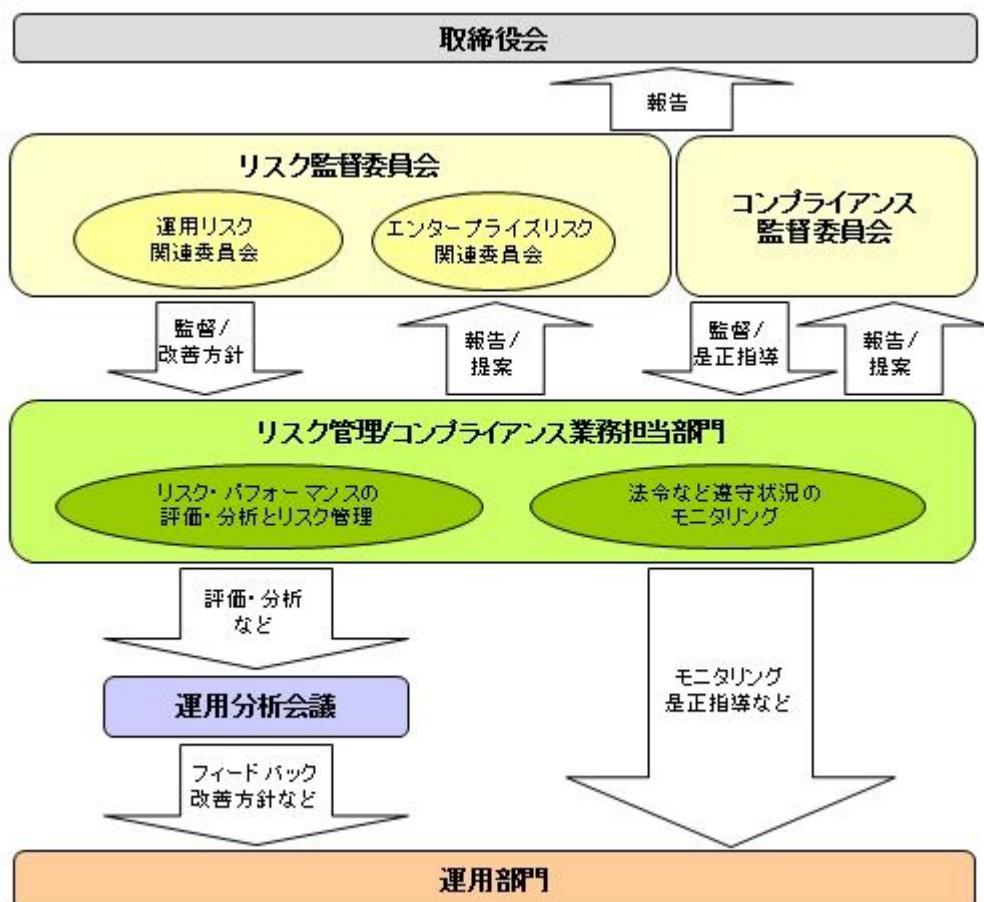
当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めています。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成28年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< PIMCOにおけるリスク管理体制 >

ポートフォリオのリスク管理体制について、PIMCOは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

PIMCOでは、全社レベル、顧客レベル、ポートフォリオレベルでリスク管理／モニタリングを行なう体制を構築しています。

PIMCOのリスク管理／モニタリングシステム

全社レベル

- 保守的
- 独立した各セクションによる相互牽制

顧客レベル

- 投資ガイドラインによるリスク管理
 - デュレーション
 - クレジット
 - セクター
 - 格付
 - など

ポートフォリオレベル

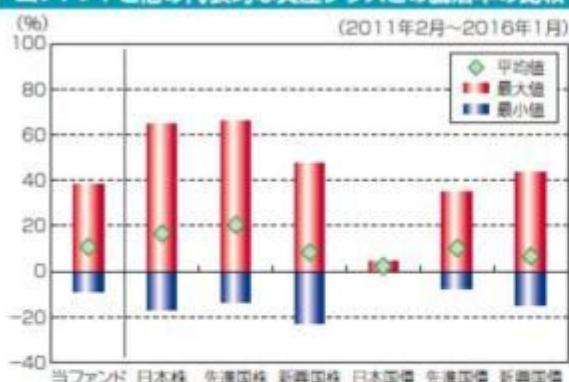
- 自社開発のリスク管理モデル
- 継続的な信用分析
- 各種デュレーションの計測と継続的な更新
- 各種債券の適正なブライシング

上記は2015年12月末現在のものです。

(参考情報)

資産成長型(米ドルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記は2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



* 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

* 分配金再投資基準価額は、2011年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

* 当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指標>

日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)
 先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)
 日本国債……NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)
 ※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について**東証株価指数 (TOPIX、配当込)**

当指標は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込、円ベース)

当指標は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込、円ベース)

当指標は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

当指標は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、当指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

当指標は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、当指標に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

当指標は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、当指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.728%（税抜1.6%）の率を乗じて得た額とします。
信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて隨時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費

用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当などを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができます。そのため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利

子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

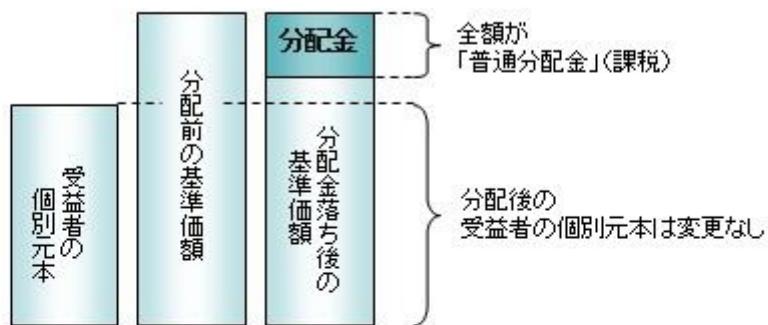
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

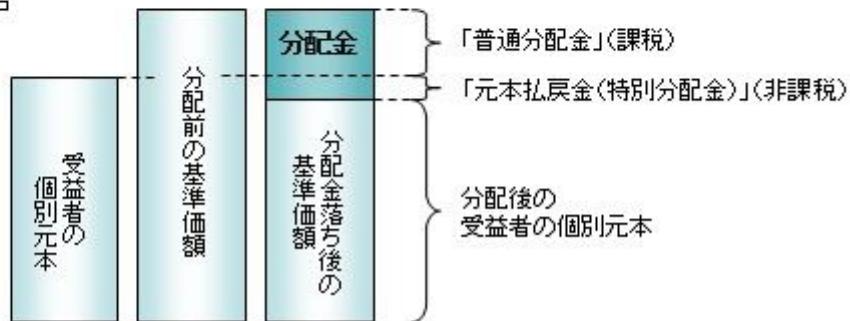
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、 ハ) の場合



上記は平成28年 4月15日現在のものですが、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

以下の運用状況は2016年 1月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	パミューダ	787,321,208	98.52
親投資信託受益証券	日本	791,053	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		11,017,646	1.38
合計（純資産総額）		799,129,907	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）

パミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	144,968	5,379.9	779,913,343	5,431	787,321,208	98.52
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	777,143	1.0179	791,054	1.0179	791,053	0.10

□.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.52
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.62

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2009年 1月15日)	2	2	0.9964	0.9964
第2計算期間末 (2010年 1月15日)	72	72	1.2912	1.2982
第3計算期間末 (2011年 1月17日)	78	78	1.3029	1.3099
第4計算期間末 (2012年 1月16日)	111	112	1.2556	1.2626
第5計算期間末 (2013年 1月15日)	178	178	1.6556	1.6626
第6計算期間末 (2014年 1月15日)	608	610	1.8039	1.8109
第7計算期間末 (2015年 1月15日)	983	986	2.0355	2.0425
第8計算期間末 (2016年 1月15日)	792	795	1.9241	1.9311
2015年 1月末日	1,002		2.0790	
2月末日	986		2.1237	
3月末日	1,129		2.1453	
4月末日	1,145		2.1772	
5月末日	1,152		2.2642	
6月末日	1,106		2.1788	
7月末日	1,094		2.2009	
8月末日	948		2.0854	
9月末日	901		1.9720	
10月末日	948		2.0717	

11月末日	842		2.1011	
12月末日	844		1.9978	
2016年 1月末日	799		1.9407	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年11月12日～2009年 1月15日	0.0000
第2期	2009年 1月16日～2010年 1月15日	0.0070
第3期	2010年 1月16日～2011年 1月17日	0.0070
第4期	2011年 1月18日～2012年 1月16日	0.0070
第5期	2012年 1月17日～2013年 1月15日	0.0070
第6期	2013年 1月16日～2014年 1月15日	0.0070
第7期	2014年 1月16日～2015年 1月15日	0.0070
第8期	2015年 1月16日～2016年 1月15日	0.0070

【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2008年11月12日～2009年 1月15日	0.36
第2期	2009年 1月16日～2010年 1月15日	30.29
第3期	2010年 1月16日～2011年 1月17日	1.45
第4期	2011年 1月18日～2012年 1月16日	3.09
第5期	2012年 1月17日～2013年 1月15日	32.41
第6期	2013年 1月16日～2014年 1月15日	9.38
第7期	2014年 1月16日～2015年 1月15日	13.23
第8期	2015年 1月16日～2016年 1月15日	5.13

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年11月12日～2009年 1月15日	2,944,461	0
第2期	2009年 1月16日～2010年 1月15日	123,888,042	70,641,848
第3期	2010年 1月16日～2011年 1月17日	43,817,909	40,034,869
第4期	2011年 1月18日～2012年 1月16日	57,847,607	28,983,501
第5期	2012年 1月17日～2013年 1月15日	62,736,777	43,930,499
第6期	2013年 1月16日～2014年 1月15日	450,072,145	220,441,681

第7期	2014年 1月16日～2015年 1月15日	362,447,028	216,770,270
第8期	2015年 1月16日～2016年 1月15日	157,563,060	228,771,498

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

マナー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2016年 1月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	179,999,850	65.30
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		95,642,110	34.70
合計(純資産総額)		275,641,960	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第579回国庫短期証券	180,000,000	99.99	179,999,850	99.99	179,999,850		2016/4/7	65.30

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	65.30
合計	65.30

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

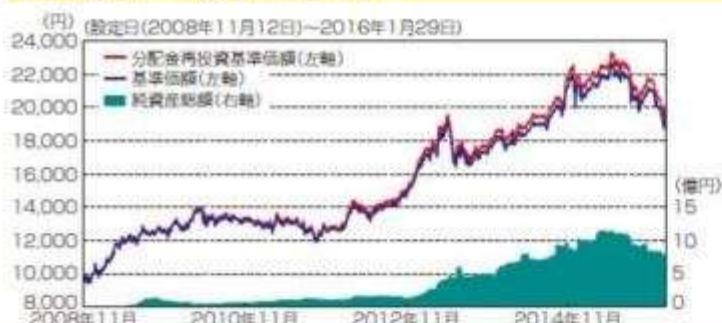
該当事項はありません。

参考情報

運用実績(資産成長型(米ドルコース))

2016年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 19,407円
純資産総額..... 7.99億円

基準価額は運用管理費用(信託報酬)を除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2012年1月	2013年1月	2014年1月	2015年1月	2016年1月	設定来累計
70円	70円	70円	70円	70円	490円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	98.5%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	88%
現金その他	12%
組入銘柄数	266
平均デュレーション	5.93年
平均最終利回り	7.00%
平均格付	BB+

<国別投資比率(上位10カ国)>

国	比率
1 ブラジル	11.7%
2 ロシア	7.2%
3 メキシコ	6.9%
4 インドネシア	6.3%
5 カザフスタン	5.6%
6 コロンビア	3.3%
7 エルサルバドル	3.0%
8 パナマ	3.0%
9 南アフリカ	2.9%
10 ハンガリー	2.8%

<通貨別構成比率>

通貨	比率
1 米ドル	103%
2 その他	-3%

*債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

*「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

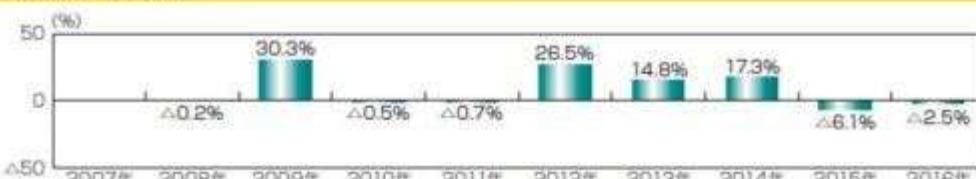
*格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

*平均格付とは、データ基準日時点での外投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

*「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

*上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



*ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

*当ファンドにはベンチマークはありません。

*2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。

*2016年は、2016年1月末までの騰落率です。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

*ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

- ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルレアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社
 ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
 コールセンター 電話番号 0120-25-1404
 午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- 委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

- 委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルレアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

(11) 償還乗換

- 受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりるので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められます。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日の受付分とします。な

お、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルレアルコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）
 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

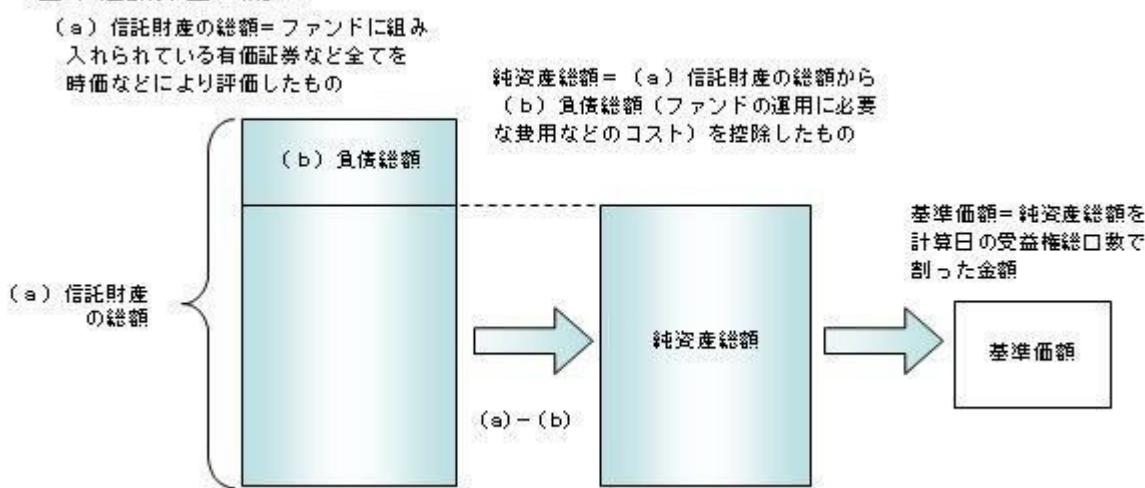
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成36年 1月15日までとします（平成20年11月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（4）【計算期間】

毎年1月16日から翌年1月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

- ・ 債還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

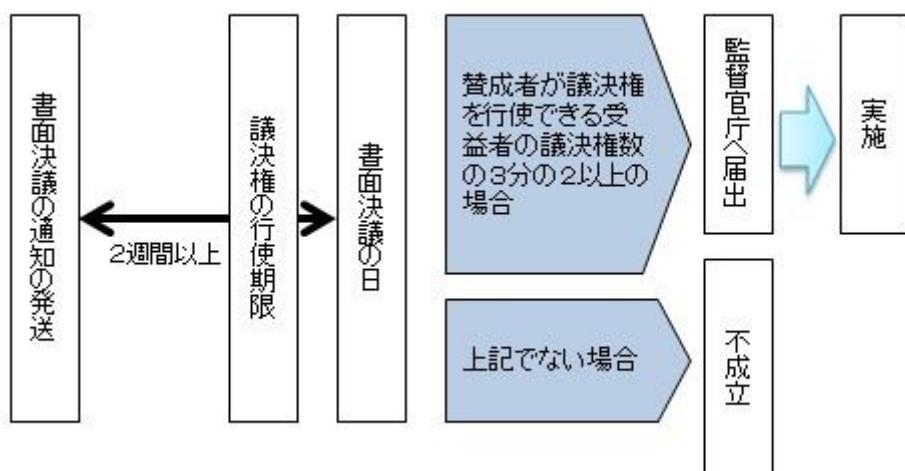
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者

からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

関係法人との契約について

- 販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 他の受益者の氏名または名称および住所
- 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する

ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成27年 1月16日から平成28年 1月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成27年 1月15日現在	第8期 平成28年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,017,565	32,379,073
投資信託受益証券	960,815,000	780,148,420
親投資信託受益証券	998,076	798,206
未収入金	-	16,481,595
未収利息	62	53
流動資産合計	997,830,703	829,807,347
資産合計	997,830,703	829,807,347
負債の部		
流動負債		
未払金	2,045,396	8,882,380
未払収益分配金	3,380,659	2,882,200
未払解約金	1,103,353	16,707,465
未払受託者報酬	140,754	152,535
未払委託者報酬	7,369,267	7,985,848
その他未払費用	764,401	976,934
流動負債合計	14,803,830	37,587,362
負債合計	14,803,830	37,587,362
純資産の部		
元本等		
元本	482,951,301	411,742,863
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（）	500,075,572	380,477,122
（分配準備積立金）	105,659,957	163,665,405
元本等合計	983,026,873	792,219,985
純資産合計	983,026,873	792,219,985
負債純資産合計	997,830,703	829,807,347

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日	第8期 自 平成27年 1月16日 至 平成28年 1月15日
営業収益		
受取配当金	116,246,615	150,775,774
受取利息	10,010	13,634
有価証券売買等損益	<u>5,856,594</u>	171,891,611
営業収益合計	<u>110,400,031</u>	21,102,203
営業費用		
受託者報酬	252,222	325,654
委託者報酬	13,205,945	17,048,917
その他費用	<u>782,227</u>	1,005,162
営業費用合計	<u>14,240,394</u>	18,379,733
営業利益又は営業損失()	<u>96,159,637</u>	39,481,936
経常利益又は経常損失()	<u>96,159,637</u>	39,481,936
当期純利益又は当期純損失()	<u>96,159,637</u>	39,481,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	32,174,847	11,698,378
期首剩余金又は期首次損金()	271,146,691	500,075,572
剩余金増加額又は欠損金減少額	348,014,693	175,127,695
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	348,014,693	175,127,695
剩余金減少額又は欠損金増加額	179,689,943	240,663,631
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	179,689,943	240,663,631
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	<u>3,380,659</u>	2,882,200
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>500,075,572</u>	380,477,122

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第7期 平成27年 1月15日現在	第8期 平成28年 1月15日現在
1.	期首元本額	337,274,543円	482,951,301円
	期中追加設定元本額	362,447,028円	157,563,060円
	期中一部解約元本額	216,770,270円	228,771,498円
2.	受益権の総数	482,951,301口	411,742,863口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日	第8期 自 平成27年 1月16日 至 平成28年 1月15日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 5,467,229円	1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 7,058,273円
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程
A 計算期末における費用控除後の配当等収益 78,314,925円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益 102,133,268円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0円
C 信託約款に定める収益調整金 446,321,305円	C 信託約款に定める収益調整金 420,501,947円
D 信託約款に定める分配準備積立金 30,725,691円	D 信託約款に定める分配準備積立金 64,414,337円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 555,361,921円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 587,049,552円
F 分配対象収益(1万口当たり) 11,499円	F 分配対象収益(1万口当たり) 14,257円
G 分配金額 3,380,659円	G 分配金額 2,882,200円
H 分配金額(1万口当たり) 70円	H 分配金額(1万口当たり) 70円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第7期 自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日	第8期 自 平成27年 1月16日 至 平成28年 1月15日
--	---------------------------------------	---------------------------------------

金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なりスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第7期 平成27年 1月15日現在	第8期 平成28年 1月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第7期（平成27年 1月15日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,221,111
親投資信託受益証券	391
合計	14,220,720

第8期（平成28年 1月15日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	153,552,187
親投資信託受益証券	234
合計	153,551,953

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第7期 平成27年 1月15日現在	第8期 平成28年 1月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0355円 (20,355円)
	1.9241円 (19,241円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	145,009	780,148,420	
投資信託受益証券 合計		145,009	780,148,420	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	784,170	798,206	
親投資信託受益証券 合計		784,170	798,206	
	合計	929,179	780,946,626	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（平成26年 6月 1日から平成27年 5月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した平成27年 5月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書
2015年5月31日現在

P I M C O

P I M C O	エマージン
エマージン	グ・マーケッ
グ・マーケッ	ト・ボンド・
ト・ボンド・	ファンド
ファンド	(M)

(金額単位：受益証券1口当たり金額を除き、千
米ドル)**資産：****投資(公正価値)**

投資有価証券*	\$ 259	\$ 2,603,087
親投資信託受益証券	344,255	0
金融デリバティブ商品		
上場または中央清算	0	0
店頭	1	7,919
取引相手先預け金	0	6,258
外貨(公正価値)	0	2
投資売却に係る未収金	0	8,965
親投資信託受益証券売却に係る未収金	1,507	0
ファンド受益証券売却に係る未収金	0	1
未収利息および未収配当金	0	35,308
	346,022	2,661,540

負債：**借入およびその他の金融取引**

リバースレポ契約に係る未払金	\$ 0	\$ 11,929
金融デリバティブ商品		
上場または中央清算	0	149
店頭	5	4,510
投資購入に係る未払金	0	2,352
未払利息	0	3
取引相手先からの預かり金	0	5,997
ファンド受益証券買戻に係る未払金	1,507	10,903
未払運用報酬	0	0
未払税金	0	560
	1,512	36,403

純資産	\$ 344,510	\$ 2,625,137
投資有価証券(原価)	\$ 259	\$ 2,685,414
親投資信託受益証券(原価)	\$ 350,004	\$ 0
保有外国通貨(原価)	\$ 0	\$ 2

金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミア

ム(純額)	\$ 0	\$ (5,038)
--------------	------	------------

*内レポ契約	\$ 0	\$ 43,600
純資産：	\$ 344,510	-

日本円	-	\$ 4,019
米ドル	-	2,621,118

発行済受益証券数：	6,160	-
日本円	-	629
米ドル	-	205,901

受益証券1口当たりの純資産価額および買戻価格

(機能通貨表示)	\$ 55.92	-
(純資産価額報告通貨表示)	¥ 6,940	-
日本円 (機能通貨表示)	-	\$ 6.39
米ドル		

(機能通貨表示)

- \$ 12.73

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書

2015年5月31日に終了した会計年度

	P I M C O	P I M C O	P I M C O
P I M C O	エマージン	エマージン	エマージン
エマージン	グ・マーケッ	グ・マーケッ	グ・マーケッ
グ・マーケッ	ト・ボンド・	ト・ボンド・	ト・ボンド・
ト・ボンド・	ファンド	ファンド	ファンド
（金額単位：千米ドル）	（M）	（M）	（M）
投資収入：			
受取利息（外国源泉税額控除後*）	\$ 0	\$ 180,959	
親投資信託受益証券からの分配金	17,569	0	
その他収入	0	3	
収入合計	17,569	180,962	
費用：			
運用報酬	0	0	
支払利息	0	161	
費用合計	0	161	
投資純利益	17,569	180,801	
実現純利益（損失）：			
投資有価証券（外国源泉税控除後*）	0	(125,152)	
親投資信託受益証券	15,909	0	
上場または中央清算金融デリバティブ商品	0	(365)	
店頭金融デリバティブ商品	158	58,510	
外貨	(40)	468	
実現純利益（損失）	16,027	(66,539)	
未実現評価益（評価損）の純変動額：			
投資有価証券（外国源泉税控除後）	0	(125,914)	
親投資信託受益証券	(32,674)	0	
上場または中央清算金融デリバティブ商品	0	(1,464)	
店頭金融デリバティブ商品	(4)	4,229	
外貨建資産および負債	9	(1,988)	
未実現（評価損）の純変動額	(32,669)	(125,137)	
純利益（損失）	(16,642)	(191,676)	
運用による純資産の純増加（減少）額	\$ 927	\$ (10,875)	
*外国源泉徴収税額	\$ 0	\$ 1,198	

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書

2015年5月31日に終了した会計年度

PIMCO

PIMCO	エマージン
エマージン	グ・マーケット
グ・マーケット	ト・ボンド・
ト・ボンド・	ファンド
ファンド	(M)

(金額単位：千米ドル)

純資産の増減(減少)の内訳：**運用：**

投資純利益	\$ 17,569	\$ 180,801
実現純利益(損失)	16,027	(66,539)
未実現(評価損)の純変動額	(32,669)	(125,137)
運用による純増加(減少)額	927	(10,875)

受益者への分配：

分配金	(56,170)	-
日本円	-	(265)
米ドル	-	(166,774)
分配金合計	(56,170)	(167,039)

ファンド受益証券取引：

ファンド受益証券取引による純増加額(減少額)*	(34,248)	(1,289,011)
純資産の(減少)額合計	(89,491)	(1,466,925)

純資産：

期首残高	434,001	4,092,062
期末残高	\$ 344,510	\$ 2,625,137

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類に対する注記の注11を参照のこと。

添付の注記参照**投資明細表****PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド**

2015年5月31日現在

	元本金額 (単位：千)	評価額 (単位：千)
投資有価証券0.1%		
短期金融商品0.1%		
定期預金0.1%		
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.		
0.005% due 06/01/2015	¥ 247	\$ 2
0.030% due 06/01/2015	\$ 22	22
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.005% due 06/01/2015	¥ 3	0
Citibank N.A.		
0.030% due 06/01/2015	\$ 59	59
DnB NORBank ASA		

0.005% due 06/01/2015	¥	2	0
JPMorgan Chase & Co.			
0.030% due 06/01/2015	\$	79	79
Nordea Bank AB			
0.030% due 06/01/2015		38	38
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
0.005% due 06/01/2015	¥	294	3
Wells Fargo Bank			
0.030% due 06/01/2015	\$	56	56
		<hr/>	<hr/>
		259	
短期金融商品合計		<hr/>	259
(取得原価 \$ 259)			
投資有価証券合計		<hr/>	259
(取得原価 \$ 259)			

口数

親投資信託受益証券99.9%			
ミューチュアル・ファンド99.9%			
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)			
(取得原価 \$ 350,004)		27,042,824	344,255
親投資信託受益証券合計		<hr/>	344,255
(取得原価 \$ 350,004)			
投資合計100.0%			\$ 344,514
(取得原価 \$ 350,263)			
金融デリバティブ商品(a) (0.0%)			(4)
(取得原価またはプレミアム(純額) \$ 0)			
純資産100.0%		<hr/>	\$ 344,510

投資明細表に対する注記（金額単位：千米ドル^{*}）：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価（損）益		
				資産		負債
BOA	06/2015	\$	16	JPY	1,928	\$ 0 \$ 0 0
BCR	06/2015		306		38,022	0 0 0
CBK	06/2015	GBP	842	\$	1,280	0 (5) 0
RBC	06/2015	\$	1,185	JPY	147,156	1 0
外国為替先渡契約					\$ 1 \$ (5)	

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2015年5月31日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					店頭 デリ バ ティ ブの ネッ ト・エ クス ポー ジャー (¹)				
外 國 為 替 先 渡 取 引 相 手	買建 契 約	ス ワ ン シ ョ プ 約	店 頭 合 計	外 國 為 替 先 渡 契 約	売建 契 約	ス ワ ン シ ョ プ 約	店 頭 合 計	市 場 價 格 (純 額)	(受 取) 差入 擔保	ク ス ボ ー ジ ヤ ー				
BOA	\$ 0 \$	0 \$	0 \$ 0	\$ 0 \$	0 \$	0 \$ 0	0 \$ 0	0 \$ 0	0 \$ 0	0 \$ 0				
BRC	0	0	0 0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
CBK	0	0	0 0	(5)	0	0 0	(5) 0	(5) 0	0 0	(5) 0				
RBC	1	0	0 1	0	0	0 0	0 0	1 0	0 0	1 0				
店 頭														
合計	\$ 1 \$	0 \$	0 \$ 1	\$ (5) \$	0 \$	0 \$ (5)								

(¹) ネット・エクスポートヤーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポートヤーは同一の法主体との同一のマスター・アグリーメントが適用される取引間に限り相殺することができる。マスター・ネットティング・アグリーメントに関する詳細情報については財務書類に対する注記の注7、元本リスクを参照。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポートヤー別に分類して要約したものである。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2015年5月31日現在）

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ						
	コモディ ティ契約	クレジッ ト契約	エクイ ティ契約	外国為替 契約	金利契約	合計
金融デリバティブ - 資産						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0 \$	0 \$	0 \$	1 \$	0 \$	1
金融デリバティブ - 負債						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0 \$	0 \$	0 \$	(5) \$	0 \$	(5)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2015年5月31日に終了した会計年度）

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ						
	コモディ ティ契約	クレジッ ト契約	エクイ ティ契約	外国為替 契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係 る実現純利益						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0 \$	0 \$	0 \$	158 \$	0 \$	158

金融デリバティブ商品に係

る未実現評価(損)の純変

動額

店頭

外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (4)	\$ 0	\$ (4)
----------	------	------	------	--------	------	--------

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された2015年5月31日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	公正価値 (2015年5月31日)				
	レベル1	レベル2	レベル3	現在)	
投資有価証券(公正価値)					
短期金融商品	\$ 0	\$ 259	\$ 0	\$ 259	
親投資信託受益証券(公正価値)					
ミューチュアル・ファンド	344,255	0	0	344,255	
投資合計	\$ 344,255	\$ 259	\$ 0	\$ 344,514	
金融デリバティブ - 資産					
店頭	\$ 0	\$ 1	\$ 0	\$ 1	
金融デリバティブ - 負債					
店頭	\$ 0	\$ (5)	\$ 0	\$ (5)	
合計	\$ 344,255	\$ 255	\$ 0	\$ 344,510	

2015年5月31日に終了した会計期間中レベル1とレベル2の間の移動はなかった。

投資明細表

PIMCO エマージング・マーケット・ポンド・ファンド(M)

2015年5月31日現在

	元本金額 (単位:千)	評価額 (単位:千)
投資有価証券99.2%		
オーストリア0.2%		
社債等0.2%		
Sappi Papier Holding GmbH		
3.375% due 04/01/2022	EUR 4,600	\$ 4,980
オーストリア合計		\$ 4,980
(取得原価 \$ 4,884)		
アゼルバイジャン1.1%		
社債等0.5%		
State Oil Co. of the Azerbaijan Republic		
4.750% due 03/13/2023	\$ 12,770	\$ 12,323
ソブリン債0.6%		
Republic of Azerbaijan International Bond		
4.750% due 03/18/2024	16,000	\$ 16,576
アゼルバイジャン合計		\$ 28,899

(取得原価 \$ 28,445)

バーレーン0.3%

ソブリン債0.3%

Bahrain Government International Bond

6.000% due 09/19/2044

9,400

9,141

バーレーン合計**9,141**

(取得原価 \$ 9,400)

バミューダ0.3%

社債等0.3%

China Resources Gas Group Ltd.

4.500% due 04/05/2022

7,800

8,277

バミューダ合計**8,277**

(取得原価 \$ 7,742)

ブラジル7.5%

社債等6.7%

Banco do Brasil S.A.

3.875% due 10/10/2022

16,990

15,987

Banco Votorantim S.A.

5.250% due 02/11/2016

7,200

7,348

Caixa Economica Federal

4.500% due 10/03/2018

17,500

17,861

Centrais Eletricas Brasileiras S.A.

5.750% due 10/27/2021

17,620

16,892

7.750% due 11/30/2015

260

267

CSN Islands XI Corp.

6.875% due 09/21/2019

1,900

1,748

Itau Unibanco Holding S.A.

2.850% due 05/26/2018

900

904

5.500% due 08/06/2022

200

204

Petrobras Global Finance BV

1.896% due 05/20/2016

\$ 1,500 \$ 1,478

2.000% due 05/20/2016

450 445

3.151% due 03/17/2020

10,600 10,120

3.250% due 03/17/2017

400 396

3.500% due 02/06/2017

200 200

3.875% due 01/27/2016

200 201

4.875% due 03/17/2020

20,377 19,835

5.375% due 01/27/2021

10,900 10,660

5.625% due 05/20/2043

37,700 31,227

5.750% due 01/20/2020

7,700 7,711

5.875% due 03/01/2018

300 309

6.250% due 03/17/2024

5,000 4,979

6.750% due 01/27/2041

1,200 1,129

7.250% due 03/17/2044

1,400 1,386

7.875% due 03/15/2019

7,600 8,199

Samarco Mineracao S.A.

5.750% due 10/24/2023

5,600 5,642

Votorantim Cimentos S.A.

3.500% due 07/13/2022	EUR	8,900	9,770
			<u>174,898</u>

ソブリン債0.8%**Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais**

5.333% due 02/15/2028	\$	22,728	22,160
ブラジル合計 (取得原価 \$ 201,850)			<u>197,058</u>

英領バージン諸島0.6%**社債等0.6%****Rosneft Finance S.A.**

6.625% due 03/20/2017		2,500	2,572
7.250% due 02/02/2020		4,300	4,425
7.875% due 03/13/2018		7,890	8,325
英領バージン諸島合計 (取得原価 \$ 16,139)			<u>15,322</u>

ブルガリア0.3%**社債等0.3%****Bulgaria Government International Bond**

2.625% due 03/26/2027	EUR	3,200	3,352
3.125% due 03/26/2035		3,200	3,244
ブルガリア合計 (取得原価 \$ 6,695)			<u>6,596</u>

カナダ0.3%**社債等0.3%****Pacific Rubiales Energy Corp.**

5.125% due 03/28/2023	\$	1,870	1,505
5.625% due 01/19/2025		7,400	5,957
カナダ合計 (取得原価 \$ 9,202)			<u>7,462</u>

ケイマン諸島4.3%**社債等4.3%****Alibaba Group Holding Ltd.**

4.500% due 11/28/2034		17,600	17,518
-----------------------	--	--------	--------

**Banco Continental S.A. via Continental Senior
Trustees Cayman Ltd.**

5.500% due 11/18/2020		2,000	2,189
-----------------------	--	-------	-------

CAR, Inc.

6.125% due 02/04/2020		13,500	13,939
-----------------------	--	--------	--------

China Shanshui Cement Group Ltd.

7.500% due 03/10/2020		1,100	1,067
-----------------------	--	-------	-------

Interoceanica IV Finance Ltd.

0.000% due 11/30/2018		1,546	1,446
-----------------------	--	-------	-------

Interoceanica V Finance Ltd.

0.000% due 05/15/2030		2,100	1,134
-----------------------	--	-------	-------

Lamar Funding Ltd.

3.958% due 05/07/2025		10,300	10,351
-----------------------	--	--------	--------

Mongolian Mining Corp.

8.875% due 03/29/2017	400	278
-----------------------	-----	-----

Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.

6.350% due 06/30/2021	36,591	34,304
-----------------------	--------	--------

Odebrecht Offshore Drilling Finance Ltd.

6.625% due 10/01/2022	3,416	3,068
-----------------------	-------	-------

6.750% due 10/01/2022	19,253	17,447
-----------------------	--------	--------

Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.

0.000% due 05/31/2018	361	347
-----------------------	-----	-----

Saudi Electricity Global Sukuk Co. 3

5.500% due 04/08/2044	9,000	9,756
-----------------------	-------	-------

ケイマン諸島合計

(取得原価 \$ 118,301)	112,844
-------------------	----------------

チリ2.5%**社債等2.5%****Celulosa Arauco y Constitucion S.A.**

4.500% due 08/01/2024	1,600	1,674
-----------------------	-------	-------

Corp. Nacional del Cobre de Chile

4.875% due 11/04/2044	7,000	7,103
-----------------------	-------	-------

E.CL S.A.

4.500% due 01/29/2025	3,400	3,537
-----------------------	-------	-------

5.625% due 01/15/2021	7,200	8,029
-----------------------	-------	-------

ENTEL Chile S.A.

4.875% due 10/30/2024	18,300	18,794
-----------------------	--------	--------

GNL Quintero S.A.

4.634% due 07/31/2029	10,200	10,474
-----------------------	--------	--------

Latam Airlines 2015-1 Pass Through Trust

4.200% due 11/15/2027	8,600	8,568
-----------------------	-------	-------

Telefonica Chile S.A.

3.875% due 10/12/2022	260	264
-----------------------	-----	-----

Transelec S.A.

4.250% due 01/14/2025	6,700	6,887
-----------------------	-------	-------

チリ合計

(取得原価 \$ 63,879)	65,330
------------------	---------------

中国1.7%**社債等1.4%****Dianjian Haixing Ltd.**

4.050% due 10/21/2019 (a)	1,900	1,958
---------------------------	-------	-------

Industrial & Commercial Bank of China Ltd.

3.231% due 11/13/2019	1,700	1,748
-----------------------	-------	-------

Sinopec Group Overseas Development 2014 Ltd.

4.375% due 04/10/2024	29,500	31,690
-----------------------	--------	--------

	35,396
--	---------------

ソブリン債0.3%**Export-Import Bank of China**

3.625% due 07/31/2024	8,700	9,046
-----------------------	-------	-------

中国合計

(取得原価 \$ 41,861)	44,442
------------------	---------------

コロンビア4.4%

社債等3.9%

Banco Bilbao Vizcaya Argentaria Colombia S.A.

4.875% due 04/21/2025	\$	9,200	\$	9,292
Ecopetrol S.A.				
5.875% due 09/18/2023		27,900		30,048
5.875% due 05/28/2045		23,900		22,215
7.375% due 09/18/2043		26,300		28,338
Grupo Aval Ltd.				
4.750% due 09/26/2022		12,900		12,848
				102,741

ソブリン債0.5%

Colombia Government International Bond

6.125% due 01/18/2041		10,345		11,897
コロンビア合計				114,638

(取得原価 \$ 120,999)

コスタリカ1.6%

ソブリン債1.6%

Costa Rica Government International Bond

5.625% due 04/30/2043		19,400		16,684
7.000% due 04/04/2044		24,550		24,059
コスタリカ合計				40,743

(取得原価 \$ 42,202)

クロアチア3.0%

ソブリン債3.0%

Croatia Government International Bond

3.875% due 05/30/2022	EUR	14,500		16,316
6.000% due 01/26/2024	\$	23,100		25,121
6.250% due 04/27/2017		10,595		11,251
6.750% due 11/05/2019		23,035		25,597
クロアチア合計				78,285

(取得原価 \$ 81,058)

ドミニカ共和国0.4%

ソブリン債0.4%

Dominican Republic Government International Bond

5.500% due 01/27/2025		6,200		6,324
6.850% due 01/27/2045		3,200		3,328
ドミニカ共和国合計				9,652

(取得原価 \$ 9,622)

エクアドル0.1%

ソブリン債0.1%

Ecuador Government International Bond

10.500% due 03/24/2020		2,400		2,532
エクアドル合計				2,532

(取得原価 \$ 2,586)

エルサルバドル2.2%**ソブリン債2.2%****El Salvador Government International Bond**

5.875% due 01/30/2025	18,760	18,244
6.375% due 01/18/2027	5,600	5,579
7.625% due 09/21/2034	3,075	3,226
7.625% due 02/01/2041	8,490	8,681
7.650% due 06/15/2035	16,610	17,337
8.250% due 04/10/2032	4,790	5,401
エルサルバドル合計		58,468
(取得原価 \$ 60,815)		

エチオピア0.8%**ソブリン債0.8%****Federal Democratic Republic of Ethiopia**

6.625% due 12/11/2024	\$ 21,900	\$ 22,174
エチオピア合計		22,174
(取得原価 \$ 21,764)		

ガボン0.9%**ソブリン債0.9%****Gabon Government International Bond**

6.375% due 12/12/2024	24,602	24,455
ガボン合計		24,455
(取得原価 \$ 26,631)		

ガーナ0.7%**ソブリン債0.7%****Republic of Ghana International Bond**

8.125% due 01/18/2026 (g)	18,300	17,339
ガーナ合計		17,339
(取得原価 \$ 18,509)		

グアテマラ0.2%**社債等0.1%****Industrial Senior Trust**

5.500% due 11/01/2022	3,200	3,144
-----------------------	-------	-------

ソブリン債0.1%**Guatemala Government Bond**

4.875% due 02/13/2028	1,100	1,116
5.750% due 06/06/2022	1,100	1,198
		2,314

グアテマラ合計**(取得原価 \$ 5,491)****香港0.9%****社債等0.9%****China Resources Power East Foundation Co. Ltd.**

7.250% due 05/09/2016 (a)	700	723
CNOOC Finance 2015 Australia Pty Ltd.		

2.625% due 05/05/2020	5,300	5,297
CNOOC Finance 2015 USA LLC		
3.500% due 05/05/2025	10,200	10,139
CNPC General Capital Ltd.		
2.750% due 05/14/2019	7,300	7,339
香港合計		23,498
(取得原価 \$ 23,246)		

ハンガリー1.6%**社債等1.6%****Hungary Government International Bond**

5.375% due 02/21/2023	4,100	4,553
5.375% due 03/25/2024	13,800	15,328
5.750% due 11/22/2023	19,700	22,485
ハンガリー合計		42,366
(取得原価 \$ 41,604)		

インド0.8%**社債等0.8%****ABJA Investment Co. Pte Ltd.**

5.950% due 07/31/2024	5,600	5,684
Oil India Ltd.		

5.375% due 04/17/2024	9,200	10,116
ONGC Videsh Ltd.		

4.625% due 07/15/2024	\$	2,600	\$	2,728
Power Grid Corporation of India Ltd.				

3.875% due 01/17/2023	1,000	1,005
State Bank of India		

2.426% due 01/21/2016	1,200	1,199
インド合計		20,732

(取得原価 \$ 19,694)**インドネシア3.0%****社債等1.2%****Majapahit Holding BV**

7.875% due 06/29/2037	700	844
Pelabuhan Indonesia II PT		

4.250% due 05/05/2025	4,600	4,439
5.375% due 05/05/2045	1,800	1,651

Pertamina Persero PT		
5.625% due 05/20/2043	3,300	3,086
6.000% due 05/03/2042	3,700	3,595
6.450% due 05/30/2044	200	207

Perusahaan Gas Negara Persero Tbk PT		
5.125% due 05/16/2024	15,300	15,836

Perusahaan Listrik Negara PT		
5.250% due 10/24/2042	800	729

		30,387
--	--	---------------

ソブリン債1.8%**Indonesia Government International Bond**

6.750% due 01/15/2044		39,200	47,628
インドネシア合計			78,015
(取得原価 \$ 75,602)			

アイルランド3.1%**社債等3.1%****ABH Financial Ltd. Via Alfa Holding Issuance PLC**

5.500% due 06/10/2017	EUR	18,700	20,809
-----------------------	-----	--------	--------

Metalloinvest Finance Ltd.

5.625% due 04/17/2020	\$	9,300	8,519
-----------------------	----	-------	-------

OJSC Novolipetsk Steel via Steel Funding Ltd.

4.450% due 02/19/2018		7,800	7,655
-----------------------	--	-------	-------

Rosneft Oil Co. via Rosneft International Finance Ltd.

4.199% due 03/06/2022		5,000	4,331
-----------------------	--	-------	-------

Russian Railways via RZD Capital PLC

7.487% due 03/25/2031	GBP	4,300	6,483
-----------------------	-----	-------	-------

VEB-Leasing Via VEB Leasing Investment Ltd.

5.125% due 05/27/2016	\$	2,850	2,857
-----------------------	----	-------	-------

Vnesheconombank Via VEB Finance PLC

5.375% due 02/13/2017		500	501
-----------------------	--	-----	-----

5.942% due 11/21/2023		7,400	6,886
-----------------------	--	-------	-------

6.025% due 07/05/2022		23,200	22,098
-----------------------	--	--------	--------

アイルランド合計

(取得原価 \$ 88,417)			80,139
------------------	--	--	---------------

コートジボワール0.9%**ソブリン債0.9%****Ivory Coast Government International Bond**

5.375% due 07/23/2024		25,200	24,287
-----------------------	--	--------	--------

コートジボワール合計

(取得原価 \$ 24,911)			24,287
------------------	--	--	---------------

ヨルダン0.1%**ソブリン債0.1%****Jordan Government International Bond**

3.875% due 11/12/2015	\$	2,500	\$ 2,519
-----------------------	----	-------	----------

ヨルダン合計

(取得原価 \$ 2,497)			2,519
-----------------	--	--	--------------

カザフスタン3.1%**社債等2.7%****Intergas Finance BV**

6.375% due 05/14/2017		8,200	8,507
-----------------------	--	-------	-------

KazMunayGas National Co. JSC

5.750% due 04/30/2043		23,200	19,407
-----------------------	--	--------	--------

Samruk-Energy JSC

3.750% due 12/20/2017		32,725	31,907
-----------------------	--	--------	--------

Zhaikmunai LLP

7.125% due 11/13/2019		10,800	10,287
-----------------------	--	--------	--------

			70,108
--	--	--	---------------

ソブリン債0.4%**KazAgro National Management Holding JSC**

3.255% due 05/22/2019

EUR

11,300

11,813

カザフスタン合計

(取得原価 \$ 88,934)

ケニア0.6%**ソブリン債0.6%****Kenya Government International Bond**

5.875% due 06/24/2019

\$

10,300

10,666

6.875% due 06/24/2024

4,900

5,153

ケニア合計

(取得原価 \$ 15,895)

ルクセンブルク6.0%**社債等6.0%****ContourGlobal Power Holdings S.A.**

7.125% due 06/01/2019

11,000

11,522

Gazprom Neft OAO Via GPN Capital S.A.

4.375% due 09/19/2022

4,320

3,779

Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.

4.300% due 11/12/2015

4,000

4,023

5.999% due 01/23/2021

8,300

8,342

9.250% due 04/23/2019

42,410

48,123

Millicom International Cellular S.A.

6.000% due 03/15/2025

13,900

14,057

Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.

5.100% due 07/25/2018

6,000

5,870

5.298% due 12/27/2017

9,500

9,394

6.299% due 05/15/2017

14,434

14,614

7.750% due 05/29/2018

21,480

22,543

Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.

5.400% due 03/24/2017

5,000

5,084

5.500% due 02/26/2024

12,300

10,455

ルクセンブルク合計

(取得原価 \$ 158,780)

マレーシア0.3%**社債等0.3%****Petronas Capital Ltd.**

4.500% due 03/18/2045

8,300

8,504

マレーシア合計

(取得原価 \$ 8,198)

メキシコ5.3%**社債等4.7%****BBVA Bancomer S.A.**

6.500% due 03/10/2021

\$

40,615

45,184

6.750% due 09/30/2022

400

455

Petroleos Mexicanos

1.875% due 04/21/2022	EUR	5,300	5,709
2.750% due 04/21/2027		5,900	6,193
4.250% due 01/15/2025	\$	6,800	6,779
5.500% due 06/27/2044		300	294
5.625% due 01/23/2046		14,700	14,585
6.375% due 01/23/2045		1,900	2,071
6.500% due 06/02/2041		35,900	39,490
6.625% due 06/15/2038		780	862
Urbi Desarrollos Urbanos SAB de C.V.			
9.500% due 01/21/2020 (b)		1,000	108
			121,730

ソブリン債0.6%

Mexico Government International Bond

4.000% due 03/15/2015	EUR	11,600	12,057
5.750% due 10/12/2010	\$	4,000	4,190
			16,247

メキシコ合計

(取得原価 \$ 140,126)

モンゴル0.7%

ソブリン債0.7%

Mongolia Government International Bond

4.125% due 01/05/2018		11,500	11,069
5.125% due 12/05/2022		8,260	7,496
モンゴル合計			18,565

(取得原価 \$ 19,717)

モンテネグロ0.2%

ソブリン債0.2%

Montenegro Government International Bond

3.875% due 03/18/2020	EUR	5,700	6,029
モンテネグロ合計			6,029

(取得原価 \$ 6,019)

モロッコ0.6%

ソブリン債0.6%

Morocco Government International Bond

3.500% due 06/19/2024		11,100	12,718
5.500% due 12/11/2042	\$	3,400	3,644
モロッコ合計			16,362

(取得原価 \$ 18,270)

オランダ2.6%

社債等2.6%

CIMPOR Financial Operations BV

5.750% due 07/17/2024		9,900	8,861
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV			

6.375% due 10/06/2020

29,100 30,773

Nostrum Oil & Gas Finance BV

6.375% due 02/14/2019	29,200	27,740
オランダ合計		67,374
(取得原価 \$ 71,817)		

パナマ3.9%**ソブリン債3.9%****Panama Government International Bond**

3.750% due 03/16/2025	\$ 2,400	\$ 2,421
4.300% due 04/29/2053	26,200	24,137
6.700% due 01/26/2036	21,230	27,121
7.125% due 01/29/2026	19,850	25,557
8.875% due 09/30/2027	8,035	11,651
9.375% due 04/01/2029	6,980	10,592
パナマ合計		101,479
(取得原価 \$ 96,773)		

パラグアイ0.7%**ソブリン債0.7%****Republic of Paraguay International Bond**

4.625% due 01/25/2023	4,200	4,326
6.100% due 08/11/2044	11,900	12,852
パラグアイ合計		17,178

(取得原価 \$ 16,230)

ペルー1.1%**社債等0.9%****BBVA Banco Continental S.A.**

5.000% due 08/26/2022	4,100	4,387
-----------------------	-------	-------

Corp. Financiera de Desarrollo S.A.

4.750% due 02/08/2022	7,500	8,016
5.250% due 07/15/2029	8,500	8,827

Union Andina de Cementos SAA

5.875% due 10/30/2021	3,300	3,378
ペルー合計		24,608

ソブリン債0.2%**Fondo MIVIVIENDA S.A.**

3.500% due 01/31/2023	2,900	2,855
-----------------------	-------	-------

Peru Government International Bond

8.750% due 11/21/2033	500	785
ペルー合計		3,640

(取得原価 \$ 27,453)

28,248

フィリピン1.6%**社債等0.8%****Power Sector Assets & Liabilities Management****Corp.**

7.390% due 12/02/2024	15,900	21,346
-----------------------	--------	--------

ソブリン債0.8%

Philippines Government International Bond

6.375% due 10/23/2034	10,000	13,875
7.750% due 01/14/2031	4,800	7,182
		<hr/>
		21,057
		<hr/>
フィリピン合計		42,403
(取得原価 \$ 39,456)		

ポーランド0.3%**ソブリン債0.3%****Poland Government International Bond**

5.000% due 03/23/2022	7,000	7,919
ポーランド合計		7,919
(取得原価 \$ 7,858)		

ルーマニア1.0%**ソブリン債1.0%****Romania Government International Bond**

3.625% due 04/24/2024	EUR	20,900	\$ 25,234
ルーマニア合計			25,234
(取得原価 \$ 27,581)			

ロシア1.4%**社債等1.4%****Sibur Securities Ltd.**

3.914% due 01/31/2018	\$	26,400	24,930
VimpelCom Holdings BV			
6.255% due 03/01/2017		10,000	10,225
7.504% due 03/01/2022		1,600	1,628
ロシア合計			36,783
(取得原価 \$ 37,369)			

セネガル0.6%**ソブリン債0.6%****Senegal Government International Bond**

6.250% due 07/30/2024		5,000	4,925
8.750% due 05/13/2021		9,050	10,261
セネガル合計			15,186
(取得原価 \$ 15,308)			

スロベニア3.6%**社債等0.1%****Nova Ljubljanska Banka d.d.**

2.875% due 07/03/2017	EUR	3,000	3,358
-----------------------	-----	-------	-------

ソブリン債3.5%**Slovenia Government International Bond**

5.250% due 02/18/2024	\$	71,200	80,554
5.500% due 10/26/2022		7,800	8,903
5.850% due 05/10/2023		2,200	2,575
			92,032

スロベニア合計
(取得原価 \$ 87,184)

		95,390
		54,995

南アフリカ2.5%
社債等2.1%

Eskom Holdings SOC Ltd.

5.750% due 01/26/2021		15,850	15,731
6.750% due 08/06/2023		31,400	32,295
FirstRand Bank Ltd.			
4.250% due 04/30/2020		6,800	6,969
			54,995

ソブリン債0.4%**South Africa Government International Bond**

3.750% due 07/24/2026	EUR	1,800	2,112
5.375% due 07/24/2044	\$	9,200	9,605
			11,717

南アフリカ合計

(取得原価 \$ 68,561)

スペイン0.0%**ソブリン債0.0%****Autonomous Community of Catalonia**

2.750% due 03/24/2016	CHF	700	753
			753

スペイン合計

(取得原価 \$ 737)

スリランカ1.2%**ソブリン債1.2%****Sri Lanka Government International Bond**

5.125% due 04/11/2019	\$	1,875	1,877
5.875% due 07/25/2022		8,060	8,040
6.250% due 10/04/2020		3,900	4,003
6.250% due 07/27/2021		17,515	17,887
			31,807

スリランカ合計

(取得原価 \$ 31,896)

国際機関0.1%**ソブリン債0.1%****Africa Finance Corp.**

4.375% due 04/29/2020		3,200	3,261
			3,261

国際機関合計

(取得原価 \$ 3,169)

タンザニア0.5%**ソブリン債0.5%****Tanzania Government International Bond**

6.397% due 03/09/2020		13,100	13,526
			13,526

タンザニア合計

(取得原価 \$ 13,731)

トリニダード・トバゴ0.3%**社債等0.3%****Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.**

6.000% due 05/08/2022	6,971	7,285
9.750% due 08/14/2019	800	944
トリニダード・トバゴ合計		8,229
(取得原価 \$ 8,076)		

チュニジア1.2%**ソブリン債1.2%****Banque Centrale de Tunisie S.A.**

3.280% due 08/09/2027	¥ 100,000	591
4.500% due 06/22/2020	EUR 1,300	1,493
5.750% due 01/30/2025	\$ 15,500	16,042
8.250% due 09/19/2027	12,163	14,500
チュニジア合計		32,626
(取得原価 \$ 32,105)		

トルコ2.7%**社債等1.4%****Export Credit Bank of Turkey**

5.000% due 09/23/2021	9,100	9,248
5.875% due 04/24/2019	14,550	15,472

Turkish Airlines 2015-1 Class A Pass-Through Trust

4.200% due 03/15/2027	3,700	3,763
-----------------------	-------	-------

Turkiye Is Bankasi

5.000% due 04/30/2020	7,700	7,839
		36,322

ソブリン債1.3%**Turkey Government International Bond**

4.125% due 04/11/2023	EUR 13,100	15,583
4.875% due 04/16/2043	\$ 19,450	18,611
		34,194

トルコ合計

(取得原価 \$ 72,012)		70,516
-------------------------	--	---------------

アラブ首長国連邦1.3%**社債等1.1%****DP World Ltd.**

3.250% due 05/18/2020	\$ 6,300	\$ 6,276
6.850% due 07/02/2037	15,300	17,579

NBK Tier 1 Financing Ltd.

5.750% due 04/09/2021 (a)	4,600	4,744
		28,599

ソブリン債0.2%**Dubai Government International Bond**

5.250% due 01/30/2043	5,200	4,886
アラブ首長国連邦合計		33,485
(取得原価 \$ 32,135)		

英國0.8%**社債等0.8%****Afren PLC**

6.625% due 12/09/2020 (b)	10,500	4,673
10.250% due 04/08/2019 (b)	9,100	4,049
11.500% due 02/01/2016 (b)	7,000	3,220
15.000% due 04/25/2016 (e)	7,470	7,058

Fresnillo PLC

5.500% due 11/13/2023	3,000	3,248
		22,248

英國合計

(取得原価 \$ 37,343)

米国2.9%**資産担保証券0.1%****SLM Private Credit Student Loan Trust**

0.511% due 12/16/2041	4,000	3,545
-----------------------	-------	-------

社債等2.7%**California Resources Corp.**

5.000% due 01/15/2020	4,000	3,830
5.500% due 09/15/2021	4,500	4,286
6.000% due 11/15/2024	1,175	1,087

Rio Oil Finance Trust Series 2014-1

6.250% due 07/06/2024	32,600	32,565
-----------------------	--------	--------

Rio Oil Finance Trust Series 2014-3

6.750% due 01/06/2027	17,850	17,788
-----------------------	--------	--------

Southern Copper Corp.

5.250% due 11/08/2042	1,900	1,715
5.875% due 04/23/2045	8,600	8,431

69,702**モーゲージ担保証券0.1%****Adjustable Rate Mortgage Trust**

4.773% due 01/25/2036 (b)	165	148
---------------------------	-----	-----

Alternative Loan Trust

5.237% due 11/25/2035 (b)	212	172
---------------------------	-----	-----

Banc of America Mortgage Trust

2.608% due 02/25/2036 (b)	56	50
---------------------------	----	----

Chase Mortgage Finance Trust

2.477% due 03/25/2037 (b)	74	69
---------------------------	----	----

Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.

1.847% due 07/25/2046 (b)	70	61
2.592% due 12/25/2035 (b)	229	176

2.622% due 03/25/2034	15	16
-----------------------	----	----

Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust

2.553% due 09/25/2047 (b)	40	36
---------------------------	----	----

HarborView Mortgage Loan Trust

0.524% due 06/20/2035	\$ 1,626	\$ 1,544
-----------------------	----------	----------

4.829% due 08/19/2036 (b)	19	18
---------------------------	----	----

HomeBanc Mortgage Trust

0.365% due 12/25/2036	230	200
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust		
2.644% due 06/25/2035 (b)	165	145
4.511% due 09/25/2035	205	177
Luminent Mortgage Trust		
0.365% due 12/25/2036 (b)	50	40
Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust		
2.893% due 04/25/2037 (b)	82	70
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
2.121% due 06/25/2036	23	22
Sequoia Mortgage Trust		
2.340% due 01/20/2047 (b)	36	30
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust (b)		
1.788% due 01/25/2037	77	66
1.943% due 04/25/2037	49	43
2.019% due 12/25/2036	44	40
2.150% due 05/25/2037	95	78
2.216% due 12/25/2036	172	156
2.246% due 09/25/2036	79	72
		3,429

米国政府機関債0.0%

Federal Home Loan Bank

4.125% due 12/13/2019	70	78
米国合計		

(取得原価 \$ 77,834)

ウルグアイ3.0%

ソブリン債3.0%

Uruguay Government International Bond

5.100% due 06/18/2050	14,567	14,713
7.625% due 03/21/2036	11,317	15,787
7.875% due 01/15/2033 (c)	34,447	48,226
ウルグアイ合計		

(取得原価 \$ 80,445)

ベネズエラ1.3%

社債等0.6%

Petroleos de Venezuela S.A.

5.500% due 04/12/2037	8,240	2,967
8.500% due 11/02/2017	17,739	13,193
ベネズエラ合計		

ソブリン債0.7%

Venezuela Government International Bond

7.000% due 03/31/2038	2,430	912
7.650% due 04/21/2025	20,410	7,960
9.250% due 05/07/2028	11,675	4,734
9.375% due 01/13/2034	8,845	3,596
ソブリン債合計		
		17,202
		33,362

(取得原価 \$ 63,569)

ザンビア0.7%**ソブリン債0.7%****Zambia Government International Bond**

5.375% due 09/20/2022

18,690 17,288

ザンビア合計**17,288**

(取得原価 \$ 18,827)

短期金融商品3.3%**コマーシャル・ペーパー1.5%****Federal Home Loan Bank**

0.064% due 06/12/2015	\$	3,000	\$	3,000
0.080% due 07/10/2015		6,000		6,000
0.080% due 07/17/2015		8,000		8,000
0.080% due 07/24/2015		5,600		5,600
0.083% due 07/22/2015		800		800
0.090% due 09/16/2015		3,400		3,399
0.091% due 09/08/2015		2,300		2,300
0.170% due 09/04/2015 (d)		10,800		10,798

Freddie Mac

0.095% due 09/22/2015		1,300		1,300
				<u>41,197</u>

レポ契約(f) 1.7%**43,600****定期預金0.0%****ANZ National Bank**

0.079% due 06/01/2015	GBP	0	1
1.250% due 06/01/2015	AUD	111	85

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.

0.005% due 06/01/2015	¥	746	6
0.030% due 06/01/2015	\$	57	57

Brown Brothers Harriman & Co.

(1.000%) due 06/01/2015	CHF	1	1
0.005% due 06/01/2015	¥	10	0

Citibank N.A.

0.030% due 06/01/2015	\$	154	154
-----------------------	----	-----	-----

Credit Suisse AG

(1.000%) due 06/01/2015	CHF	18	19
-------------------------	-----	----	----

Deutsche Bank AG

(0.211%) due 06/01/2015	EUR	17	19
-------------------------	-----	----	----

DnB NORBank ASA

(0.211%) due 06/01/2015		187	205
0.005% due 06/01/2015	¥	6	0

HSBC Bank

(0.211%) due 06/01/2015	EUR	5	5
5.800% due 06/01/2015	ZAR	5	1

JPMorgan Chase & Co.

0.030% due 06/01/2015	\$	205	205
-----------------------	----	-----	-----

Nordea Bank AB				
(0.211%) due 06/01/2015	EUR	65	71	
0.030% due 06/01/2015	\$	98	98	
Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
(0.211%) due 06/01/2015	EUR	94	104	
0.005% due 06/01/2015	¥	886	7	
Wells Fargo Bank				
0.030% due 06/01/2015	\$	145	145	
				1,183
米国短期国債(d) (k) 0.1%				
0.047% due 10/08/2015		1,986	1,986	
短期金融商品合計				87,966
(取得原価 \$ 87,960)				
投資有価証券合計99.2%			\$ 2,603,087	
(取得原価 \$ 2,685,414)				
金融デリバティブ商品(h) (j) 0.1%				3,260
(取得原価またはプレミアム(純額) \$ (5,038))				
その他の資産および負債(純額) 0.7%				18,790
純資産100.0%			\$ 2,625,137	

投資明細表に対する注記(金額単位:契約数を除き千米ドル*):

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 永久債(記載日は次回の契約上の償還日)である。

(b) 債務不履行証券

(c) PIK債券

(d) クーポンは加重平均レートで表示されている。

(e) 制限付証券

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価額の		対純資産比率
					市場価額	対純資産比率	
Afren PLC	15.000%	04/25/2016	04/30/2015	\$ 7,095	\$ 7,058		0.27%

借入れおよびその他の金融取引

(f) レポ契約:

取引相手	貸付金利	決済日	満期日	元本金額	担保	レポ契約に係る未評価額		
						受入担保評価額	レポ契約評価額	(1) 収金

					U.S.	Treasury			
					Bonds	3.750% due			
MSC	0.200%	05/29/2015	06/01/2015	\$43,600	11/15/2043		\$ (44,580)	\$ 43,600	\$ 43,601
レポ契約合計							\$ (44,580)	\$ 43,600	\$ 43,601

(1) 未収利息を含む。

リバース・レポ契約：

取引相手	借入金利	借入日	満期日	借入額 ⁽³⁾	リバース・レポ契約に 係る未払金	
					(2)	
CFR	(1.250%)	05/21/2015	N/A	\$ (3,840)	\$	(3,839)
CFR	(1.500%)	06/01/2015	N/A		\$ (3,962)	(3,962)
CFR	(1.750%)	05/21/2015	N/A		\$ (2,197)	(2,195)
CFR	(1.750%)	06/01/2015	N/A	\$ (1,933)		(1,933)
リバース・レポ契約合計					\$	(11,929)

(2) 満期の定めのないリバース・レポ契約。

(3) 2015年5月31日に終了した会計期間中の平均借入額は \$ 4,401で、加重平均金利は(1.429%)であった。

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2015年5月31日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(g) 2015年5月31日現在、以下のマスター契約に基づき、市場価格合計 \$ 11,749の有価証券が担保として差し入れられている。

取引相手	セー	ル・バ	イバッ	ク取引	空売り	借入れおよ	(4)	ネット・エクス
	レポ契約 に係る未 収金	リバース・ レポ契約に 係る未払金	に係る 未払金	に係る 未払金	に係る 未払金	びその他の 金融取引合 計		
グローバル／マスター・レポ契約								
CFR	\$ 0	\$ (11,929)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (11,929)	\$ 11,749	\$ (180)
MSC	43,601	0	0	0	0	43,601	(44,580)	(979)
借入れおよびその他の金融取引合計	\$ 43,601	\$ (11,929)	\$ 0	\$ 0	\$ 0			

(4) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引に限り相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注7、元本リスクを参照のこと。

(h) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物取引：

銘柄名	売買区分	消滅日	契約数	未実現評価			変動証拠金	
				(損)	資産	負債		
米10年国債先物 9月物	短期	09/2015	503	\$ (199)	\$ 0	\$ (149)		
先物取引合計				\$ (199)	\$ 0	\$ (149)		

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は、2015年5月31日現在の上場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

- (i) 2015年5月31日現在、上場または中央清算金融デリバティブ商品について \$ 756の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	市場価格		変動証拠金		市場価格		変動証拠金	
	買建オプション	先物	スワップ契約	合計	売建オプション	先物	スワップ契約	合計
上場または中央清算合計	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (149)	\$ 0	\$ (149)

(j) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	未実現評価(損)益			
			受取通貨	資産	負債	
BPS	06/2015	\$ 15,927	JPY 1,968,884	\$ 0	\$ (62)	
BPS	07/2015	JPY 1,968,884	\$ 15,934	62	0	
BPS	07/2015	\$ 2,765	MXN 42,877	8	0	
BRG	07/2015	1,623	ZAR 19,855	0	(7)	
CBK	06/2015	EUR 8,770	\$ 9,882	267	0	
CBK	06/2015	JPY 1,968,884	16,530	664	0	
CBK	07/2015	\$ 1,021	EUR 931	0	0	
DUB	06/2015	13,068	MXN 199,948	0	(113)	
HUS	06/2015	EUR 167,893	\$ 188,773	4,703	0	
HUS	06/2015	\$ 2,849	TRY 7,765	46	0	
JPM	06/2015	5,675	INR 359,723	0	(57)	
JPM	07/2015	402	PLN 1,510	0	(1)	
MSB	06/2015	189,129	EUR 172,913	444	0	
MSB	07/2015	EUR 172,913	\$ 189,204	0	(442)	
MSB	07/2015	\$ 238	KRW 260,023	0	(5)	
SCX	08/2015	GBP 4,063	\$ 6,372	175	0	
UAG	06/2015	INR 358,243	5,636	40	0	
UAG	06/2015	\$ 4,177	EUR 3,750	0	(66)	
				\$ 6,409	\$ (753)	

日本円クラスの外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨		未実現評価(損)益		資産	負債
					\$	\$		
BOA	06/2015	JPY	130,327	\$	1,054	\$	3	\$ 0
BOA	07/2015	\$	1,054	JPY	130,327		0	(3)
BPS	06/2015	JPY	130,327	\$	1,054		4	0
BPS	06/2015	\$	1,102	JPY	130,954		0	(46)
BPS	07/2015		1,055		130,327		0	(4)
BRC	06/2015	JPY	1,241	\$	10		0	0
BRC	06/2015		8,752		73		3	0
BRC	06/2015	\$	6	JPY	714		0	0
CBK	06/2015		130		15,509		0	(5)
DUB	06/2015	JPY	483	\$	4		0	0
DUB	06/2015	\$	1,137	JPY	135,008		0	(49)
FBF	07/2015		6		743		0	0
HUS	06/2015		713		85,402		0	(25)
JPM	06/2015		1,101		130,954		0	(46)
MSB	06/2015	JPY	108,908	\$	878	\$	0	\$ 0
MSB	07/2015	\$	878	JPY	108,908		0	0
RBC	06/2015	JPY	497	\$	4		0	0
UAG	06/2015		130,155		1,050		2	0
UAG	06/2015	\$	4	JPY	497		0	0
UAG	06/2015		87		10,411		0	(3)
UAG	07/2015	JPY	497	\$	4		0	0
UAG	07/2015	\$	1,048	JPY	129,791		0	(2)
					\$		12	\$ (183)
外国為替先渡 契約合計					\$		6,421	\$ (936)

売建オプション：

金利スワップション

取引相 手	明細	変動金利		支払／受 取	行使 レート	満期日	想定元本	プレミアム	
		変動金利 インデックス	支払／受 取					(受取額)	市場価格
	Call - OTC 10-Year Interest	3-Month USD-							
GLM	Rate Swap	LIBOR	Receive	1.950%	06/12/2015	\$	15,700	\$ (83)	\$ (7)
	Put - OTC 10-Year Interest	3-Month USD-							
GLM	Rate Swap	LIBOR	Pay	2.550%	06/12/2015		15,700	(100)	(2)
							\$ (183)	\$ (9)	

外国為替オプション

取引相 手	明細	行使価格		満期日	想定元本	プレミアム	
						(受取額)	市場価格
	Put - OTC U.S. dollar versus Japanese yen	¥	91.000	02/18/2016	\$ 7,905	\$ (202)	\$ (2)
JPM	Japanese yen					\$ (385)	\$ (11)
売建オプション合計							

2015年5月31日に終了した会計期間中の売建コールおよびプット・オプション取引

	契約数		ドル建て想定元本		プレミアム
2014年5月31日現在残高	0	\$	34,705	\$	(559)
新規売建	1,006		155,000		(1,075)
買戻決済	(503)		(4,000)		205
満期到来	(503)		(146,400)		1,044
行使	0		0		0
2015年5月31日現在残高	0	\$	39,305	\$	(385)

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - 買建プロテクション⁽¹⁾

スワップ契約（公正価値）

取引 相手	参照組織	固定約定 受取レー ト		日現 満期日 ⁽³⁾	想定元 在) ⁽³⁾	プレミ アム支 払額	未実現 評価 (損)	資産	負債
		年5月31	本 ⁽⁴⁾						
CBK	Bond	(1.000%)	03/20/2020	3.047%	\$ 1,400	\$ 254	\$ (133)	\$ 121	\$ 0
Russia	Government								
International									
GST	Bond	(1.000%)	03/20/2020	3.047%	6,800	1,231	(641)	590	0
						\$ 1,485	\$ (774)	\$ 711	\$ 0

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - 売建プロテクション⁽²⁾

スワップ契約（公正価値）

インプ
ライ
ド・ク
レジッ
ト・ス
プレッ
ド

(2015

年5月

31日現

ブレミア
ム支払額
(受取
額)

未実現
評価
(損)
益

資産

負債

取引 相手	参照組織	固定約 定受取 レート	満期日	在) (³)	想定元 本 ⁽⁴⁾	ブレミア ム支払額 (受取 額)	未実現 評価 (損) 益	資産	負債
	Brazil								
	Government								
	International								
BOA	Bond	1.000%	03/20/2020	2.281%	\$ 15,000	\$ (959)	\$ 131	\$ 0	\$(828)
	Colombia								
	Government								
	International								
BOA	Bond	1.000%	03/20/2016	0.613%	300	2	0	2	0
	Gazprom OAO Via								
BOA	Gaz Capital S.A.	1.000%	09/20/2015	2.949%	10,600	(133)	89	0	\$(44)
	Peru Government								
	International								
BOA	Bond	1.000%	03/20/2019	1.074%	15,000	(211)	201	0	\$(10)
	Brazil								
	Government								
	International								
BRG	Bond	1.000%	03/20/2020	2.281%	8,200	(525)	72	0	\$(453)
	Peru Government								
	International								
BRG	Bond	1.000%	12/20/2018	1.034%	5,900	(124)	129	5	0
	Philippines								
	Government								
	International								
BRG	Bond	1.000%	03/20/2019	0.654%	18,600	(134)	412	278	0
	Brazil								
	Government								
	International								
CBK	Bond	1.000%	03/20/2020	2.281%	300	(13)	(4)	0	\$(17)
	Gazprom OAO Via								
CBK	Gaz Capital S.A.	1.000%	09/20/2015	2.949%	4,600	(53)	34	0	\$(19)
	Peru Government								
	International								
CBK	Bond	1.000%	03/20/2019	1.074%	6,100	(81)	77	0	\$(4)
	Philippines								
	Government								
	International								
CBK	Bond	1.000%	06/20/2019	0.691%	21,250	19	283	302	0
	Peru Government								
	International								
DUB	Bond	1.000%	12/20/2018	1.034%	15,000	(308)	321	13	0

	Philippines									
	Government									
	International									
DUB	Bond	1.000%	06/20/2019	0.691%	5,000	11	60	71	0	
	Peru Government									
	International									
GST	Bond	1.000%	03/20/2019	1.074%	7,000	(101)	96	0	(5)	
	Brazil									
	Government									
	International									
HUS	Bond	1.000%	03/20/2020	2.281%	10,000	(635)	83	0	(552)	
	Colombia									
	Government									
	International									
HUS	Bond	1.000%	03/20/2016	0.613%	400	2	0	2	0	
	Peru Government									
	International									
HUS	Bond	1.000%	12/20/2018	1.034%	15,000	(316)	328	12	0	
	Peru Government									
	International									
HUS	Bond	1.000%	03/20/2019	1.074%	19,800	(392)	378	0	(14)	
	South Africa									
	Government									
	International									
HUS	Bond	1.000%	03/20/2020	1.981%	10,700	(475)	24	0	(451)	
	Peru Government									
	International									
JPM	Bond	1.000%	12/20/2018	1.034%	3,420	(78)	81	3	0	
	Peru Government									
	International									
JPM	Bond	1.000%	03/20/2019	1.074%	1,400	(20)	19	0	(1)	
	South Africa									
	Government									
	International									
JPM	Bond	1.000%	12/20/2024	2.555%	9,000	(938)	(138)	0	(1,076)	
	Dominican Republic									
	Government									
	International									
MYC	Bond	1.000%	06/20/2016	2.009%	2,200	(76)	57	0	(19)	
	Gazprom OAO Via									
MYC	Gaz Capital S.A.	1.000%	09/20/2015	2.949%	14,700	(159)	99	0	(60)	
	Peru Government									
	International									
MYC	Bond	1.000%	12/20/2018	1.034%	7,200	(152)	158	6	0	
	Peru Government									
	International									
MYC	Bond	1.000%	03/20/2019	1.074%	14,800	(303)	293	0	(10)	
	Philippines									
	Government									
	International									
MYC	Bond	1.000%	06/20/2019	0.691%	6,500	14	79	93	0	

スワップ契約合計	\$ (6,138)	\$ 3,362	\$ 787	\$ (3,563)
	<u>\$ (4,653)</u>	<u>\$ 2,588</u>	<u>\$ 1,498</u>	<u>\$ (3,563)</u>

- (1) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引渡す、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。
- (2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。
- (3) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性やリスクを表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。
- (4) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2015年5月31日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

- (K) 2015年5月31日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約に従い、金融デリバティブ商品について市場価格合計 \$1,986の有価証券および\$5,502の現金が担保として差し入れられている。

取 引 相 手	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭デ リバ ティブ の市場 価格 (受 取)差 額)				ネッ ト・エ クス ポー ジー (5)	
	外 國 為 替 先 渡 契 約	買 建 オ プ プ 契 約	ス ワ ッ ク 契 約	店 頭 合 計	外 國 為 替 先 渡 契 約	賣 建 オ プ プ 契 約	ス ワ ッ ク 契 約	店 頭 合 計	店 頭 デ リ バ テ ィ ブ の 市 場 價 格 (受 取) 差 額)	入 担 保	(12) 1,632 248 (1,088) 221	ネ ッ ト ・ エ ク ス ポ ー ジ ャ ー (5)		
	\$ 3 0 2 \$ 5	\$ (3) 0 (882) \$ (885) \$ (880) \$ 868 \$ (12)	\$ 0 0 \$ (885) \$ (880) \$ 868 \$ (12)	\$ (112) 0 0 (112) (38) 1,632 1,594	\$ (7) 0 (453) (460) (174) 248 74	\$ (5) 0 (40) (45) 1,309 (1,088) 221								
BOA	\$ 3 0 2 \$ 5	\$ (3) 0 (882) \$ (885) \$ (880) \$ 868 \$ (12)	\$ 0 0 \$ (885) \$ (880) \$ 868 \$ (12)	\$ (112) 0 0 (112) (38) 1,632 1,594	\$ (7) 0 (453) (460) (174) 248 74	\$ (5) 0 (40) (45) 1,309 (1,088) 221								
BPS	74 0 0 74													
BCR	3 0 283 286													
CBK	931 0 423 1,354													

DUB	0	0	84	84	(162)	0	0	(162)	(78)	1,612	1,534
FBF	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
GLM	0	0	0	0	0	(9)	0	(9)	(9)	261	252
GST	0	0	590	590	0	0	(5)	(5)	585	(660)	(75)
HUS	4,749	0	14	4,763	(25)	0	(1,017)	(1,042)	3,721	(3,630)	91
JPM	0	0	3	3	(104)	(2)	(1,077)	(1,183)	(1,180)	2,692	1,512
MSB	444	0	0	444	(447)	0	0	(447)	(3)	0	(3)
MYC	0	0	99	99	0	0	(89)	(89)	10	(444)	(434)
RBC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SCX	175	0	0	175	0	0	0	0	175	0	175
UAG	42	0	0	42	(71)	0	0	(71)	(29)	0	(29)
店頭合計	\$ 6,421	\$ 0	\$ 1,498	\$ 7,919	\$ (936)	\$ (11)	\$ (3,563)	\$ (4,510)			

- (5) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約に基づく取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注7、元本リスクを参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2015年5月31日現在）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ									
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約		金利契約			合計
金融デリバティブ商品 -									
資産									
店頭									
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 6,421	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 6,421	\$ 6,421
スワップ契約	0	1,498	0	0	0	0	0	0	1,498
	\$ 0	\$ 1,498	\$ 0	\$ 6,421	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 7,919	
金融デリバティブ商品 -									
負債									
上場または中央清算									
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (149)	\$ 0	\$ (149)	\$ (149)
店頭									
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (936)	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (936)	\$ (936)
売建オプション	0	0	0	(2)	0	(9)	0	(11)	(11)
スワップ契約	0	(3,563)	0	0	0	0	0	(3,563)	(3,563)
	\$ 0	\$ (3,563)	\$ 0	\$ (938)	\$ 0	\$ (9)	\$ 0	\$ (4,510)	
	\$ 0	\$ (3,563)	\$ 0	\$ (938)	\$ 0	\$ (158)	\$ 0	\$ (4,659)	

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2015年5月31日に終了した会計年度）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ									
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約		金利契約			合計

金融デリバティブ商品に**係る実現純利益（損失）**

上場または中央清算

売建オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 251	\$ 251
先物	0	0	0	0	0
スワップ契約	0	1,729	0	(2,345)	(616)
	\$ 0	\$ 1,729	\$ 0	\$ (2,094)	\$ (365)

店頭

外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 54,891	\$ 0	\$ 54,891
売建オプション	0	0	977	0	977
スワップ契約	0	998	0	1,644	2,642
	\$ 0	\$ 998	\$ 55,868	\$ 1,644	\$ 58,510
	\$ 0	\$ 2,727	\$ 55,868	\$ (450)	\$ 58,145

金融デリバティブ商品に**係る未実現評価（損）益****の純変動額**

上場または中央清算

先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (199)	\$ (199)
スワップ契約	0	(1,810)	0	0	545
	\$ 0	\$ (1,810)	\$ 0	\$ 346	\$ (1,464)

店頭

外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 8,494	\$ 0	\$ 8,494
売建オプション	0	0	155	174	329
スワップ契約	0	(4,594)	0	0	(4,594)
	\$ 0	\$ (4,594)	\$ 8,649	\$ 174	\$ 4,229
	\$ 0	\$ (6,404)	\$ 8,649	\$ 520	\$ 2,765

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された2015年5月31日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	公正価値 (2015年5月31日)				
	レベル1	レベル2	レベル3	現在)	
投資有価証券（公正価値）					
オーストリア					
社債等	\$ 0	\$ 4,980	\$ 0	\$ 4,980	
アゼルバイジャン					
社債等	0	12,323	0	12,323	
ソブリン債	0	16,576	0	16,576	
バーレーン					
ソブリン債	0	9,141	0	9,141	
パミューダ					
社債等	0	8,277	0	8,277	
ブラジル					
社債等	0	174,898	0	174,898	
ソブリン債	0	22,160	0	22,160	

英領バージン諸島

社債等	0	15,322	0	15,322
ブルガリア				
社債等	0	6,596	0	6,596
カナダ				
社債等	0	7,462	0	7,462
ケイマン諸島				
社債等	0	110,264	2,580	112,844
チリ				
社債等	0	65,330	0	65,330
中国				
社債等	0	35,396	0	35,396
ソブリン債	0	9,046	0	9,046
コロンビア				
社債等	0	102,741	0	102,741
ソブリン債	0	11,897	0	11,897
コスタリカ				
ソブリン債	0	40,743	0	40,743
クロアチア				
ソブリン債	0	78,285	0	78,285
ドミニカ共和国				
ソブリン債	0	9,652	0	9,652
エクアドル				
ソブリン債	0	2,532	0	2,532
エルサルバドル				
ソブリン債	0	58,468	0	58,468
エチオピア				
ソブリン債	0	22,174	0	22,174
ガボン				
ソブリン債	0	24,455	0	24,455
ガーナ				
ソブリン債	0	17,339	0	17,339
グアテマラ				
社債等	0	3,144	0	3,144
ソブリン債	0	2,314	0	2,314
香港				
社債等	0	23,498	0	23,498
ハンガリー				
ソブリン債	0	42,366	0	42,366
インド				
社債等	0	20,732	0	20,732
インドネシア				
社債等	0	30,387	0	30,387
ソブリン債	0	47,628	0	47,628
アイルランド				
社債等	0	80,139	0	80,139
コートジボワール				
ソブリン債	\$ 0	\$ 24,287	\$ 0	\$ 24,287
ヨルダン				
ソブリン債	0	2,519	0	2,519
カザフスタン				
社債等	0	70,108	0	70,108
ソブリン債	0	11,813	0	11,813

ケニア				
ソブリン債	0	15,819	0	15,819
ルクセンブルク				
社債等	0	157,806	0	157,806
マレーシア				
社債等	0	8,504	0	8,504
メキシコ				
社債等	0	121,730	0	121,730
ソブリン債	0	16,247	0	16,247
モンゴル				
ソブリン債	0	18,565	0	18,565
モンテネグロ				
ソブリン債	0	6,029	0	6,029
モロッコ				
ソブリン債	0	16,362	0	16,362
オランダ				
社債等	0	67,374	0	67,374
パナマ				
ソブリン債	0	101,479	0	101,479
パラグアイ				
ソブリン債	0	17,178	0	17,178
ペルー				
社債等	0	24,608	0	24,608
ソブリン債	0	3,640	0	3,640
フィリピン				
社債等	0	21,346	0	21,346
ソブリン債	0	21,057	0	21,057
ポーランド				
ソブリン債	0	7,919	0	7,919
ルーマニア				
ソブリン債	0	25,234	0	25,234
ロシア				
社債等	0	36,783	0	36,783
セネガル				
ソブリン債	0	15,186	0	15,186
スロベニア				
社債等	0	3,358	0	3,358
ソブリン債	0	92,032	0	92,032
南アフリカ				
社債等	0	54,995	0	54,995
ソブリン債	0	11,717	0	11,717
スペイン				
ソブリン債	0	753	0	753
スリランカ				
ソブリン債	0	31,807	0	31,807
国際機関				
ソブリン債	0	3,261	0	3,261
タンザニア				
ソブリン債	0	13,526	0	13,526
トリニダード・トバゴ				
社債等	0	8,229	0	8,229
チュニジア				
ソブリン債	\$	0 \$	32,626 \$	0 \$
				32,626

トルコ						
社債等	0	36,322		0	36,322	
ソブリン債	0	34,194		0	34,194	
アラブ首長国連邦						
社債等	0	28,599		0	28,599	
ソブリン債	0	4,886		0	4,886	
英國						
社債等	0	15,190		7,058	22,248	
米国						
資産担保証券	0	3,545		0	3,545	
社債等	0	69,702		0	69,702	
モーゲージ担保証券	0	3,429		0	3,429	
米国政府機関債	0	78		0	78	
ウルグアイ						
ソブリン債	0	78,726		0	78,726	
ベネズエラ						
社債等	0	16,160		0	16,160	
ソブリン債	0	17,202		0	17,202	
ザンビア						
ソブリン債	0	17,288		0	17,288	
短期金融商品		87,966		0	87,966	
投資合計	\$	0	\$ 2,593,449	\$ 9,638	\$ 2,603,087	
金融デリバティブ商品 - 資産						
店頭	\$	0	\$ 7,919	\$ 0	\$ 7,919	
金融デリバティブ商品 - 資産						
上場または中央清算		(149)	0	0	(149)	
店頭		0	(4,510)	0	(4,510)	
	\$	(149)	\$ (4,510)	\$ 0	\$ (4,659)	
合計	\$	(149)	\$ 2,596,858	\$ 9,638	\$ 2,606,347	

2015年5月31日に終了した年度において、レベル1とレベル2の間で移動はなかった。

添付の注記参照

財務書類に対する注記

2015年5月31日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という）に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国GAAPの報告規定に該当する投資会社として扱われている。米国GAAPに従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、財務報告日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示事項、ならびに報告期中における運用による純資産の増加および減少の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 原ファンド

受託会社およびマネージャーは、PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドIIおよびPIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドIII（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」また

は「取得ファンド」という)の資産の全部または一部を、PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)(以下では、これらを「原ファンド」または「被取得ファンド」という)に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の1口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券1口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。したがって取得ファンドの投資目標達成能力は、該当する被取得ファンドの投資目標達成能力に依存している。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、約定日から15日以上経過した後で決済があることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。受取配当金は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。

特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に応じて受取利息の構成要素または投資に係る未実現損益の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。経過利息計上停止債務証券は、発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、主たる営業の場所において使用されている通貨(以下「機能通貨」という)で表示されている。ファンドの機能通貨は、ユーロを機能通貨とするPIMCOユーロ・トータル・リターン・ファンドを除き、米ドルである。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生ずるこのような保有通貨ならびにその他資産および負債の価値の変動は、未実現外国為替損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益、ならびに収益および費用は、それぞれの取引日または報告日の為替レートに基づき換算される。外国為替レートの変動が投資有価証券に与える影響は、損益計算書において、それら有価証券の市場価格の変動が与える影響と分離されていないが、投資に係る実現および未実現純損益には含まれている。

特定のファンド(あるいは、該当する場合はそのクラス)の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨(以下「報告通貨」という)で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨と機能通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	円	米ドル
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)	米ドル	米ドル

JPY		
USD		
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)	円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII	円	米ドル
• J (BRL)		
• J (IDR)		
• J (INR)		
• J (MXN)		
• J (TRY)		
• J (ZAR)		
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドIII	円	米ドル
• J (BRL)		
• J (CNY)		
• J (IDR)		
• J (INR)		
• J (KRW)		
PIMCOユーロ・トータル・リターンファンド	ユーロ	ユーロ
PIMCOリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関する限り帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、それぞれのファンドの各クラスの純資産額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、管理報酬、販売会社報酬である。

(e) 分配方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎日公表毎月支払:

PIMCOユーロ・トータル・リターン・ファンド

毎月分配:

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドIII

四半期分配:

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド

PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド

毎年分配:

PIMCOリアル・リターン・ファンド

マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。
ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払を認める

こともある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券1口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から6年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 新しい会計原則

2013年6月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）は会計基準アップデート（以下、「ASU」という）ASU 2013-08を発行した。ASU 2013-08は報告主体が投資会社であるか否かの査定および他の投資会社に対する非支配所有持分の測定に関するガイダンスのアップデートを提供している。このアップデートは2013年12月15日以降に開始した中間期または通年決算に不遡及的に適用されている。ファンドは米国GAAPが規定する投資会社の報告規定に従ってこのASUを当報告期間に適用した。このASUがファンドの財務諸表に与えた影響はない。

2014年6月、FASBは一部のレポ契約に担保付借入金としての会計処理を適用するASU 2014-11を発行した。このASUは、財務書類の利用者に担保付借入金として会計処理されている類似取引と比較する情報を提供するために、売却として会計処理されている一部の取引に関する追加の開示要件も定めている。このASUは2014年12月15日より後に開始する通年決算および2015年12月15日より後に開始する中間期に不遡及的に適用される。現時点ではこの変更の財務書類に対する影響を評価している。

2015年5月、FASBは1株当たりの純資産価額による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定されるすべての投資を公正価値ヒエラルキーの中で区分することを求める要求事項を削除するASU 2015-07を発行した。またこのASUでは、1株当たりの純資産価額による実務上の簡便法を用いて公正価値を測定することが認められているすべての投資について一定の開示を求める要求事項も削除されている。このASUは2016年12月15日より後に開始する通年決算および当該通年決算に含まれる中間期に遡及的に適用される。現時点ではこの変更の財務書類に対する影響を評価している。

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	平成27年 1月15日現在	平成28年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	134,815,001	95,318,993
国債証券	539,999,900	209,999,806
未収利息	235	157
流動資産合計	674,815,136	305,318,956
資産合計	674,815,136	305,318,956
負債の部		
流動負債		
未払解約金	384,165	9,422,200

	平成27年 1月15日現在	平成28年 1月15日現在
流動負債合計	384,165	9,422,200
負債合計	384,165	9,422,200
純資産の部		
元本等		
元本	662,668,721	290,685,921
剰余金		
剰余金又は欠損金（）	11,762,250	5,210,835
元本等合計	674,430,971	295,896,756
純資産合計	674,430,971	295,896,756
負債純資産合計	674,815,136	305,318,956

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	平成27年 1月15日現在	平成28年 1月15日現在
1. 期首	平成26年 1月16日	平成27年 1月16日
期首先元本額	880,064,017円	662,668,721円
期首からの追加設定元本額	304,191,172円	100,199,657円
期首からの一部解約元本額	521,586,468円	472,182,457円
元本の内訳		
上場インデックスファンド中国A株（パンダ）C S I 3 0 0	198,295円	198,295円
上場インデックスファンド海外債券（C i t i W G B I) 毎月分配型	19,740円	19,740円
世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	55,239,891円	33,024,059円
高金利通貨コレクション	240,723円	147,125円
シティ・カントリー・セレクター	824,496円	539,601円
資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース	94,299,073円	28,259,449円

資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	22,980,896円	6,211,451円
資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	8,800,984円	3,268,781円
資源ファンド（株式と通貨）円コース	56,820円	28,683円
資源ファンド（株式と通貨）メキシコペソ・コース	136,794円	43,884円
資源ファンド（株式と通貨）トルコリラ・コース	194,736円	68,265円
資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース	311,614円	380,654円
資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース（資産成長型）	49,689円	14,841円
資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース（資産成長型）	20,762円	12,287円
資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース（資産成長型）	22,200円	37,698円
日興・G S 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	20,015,467円	16,189,948円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	40,715,901円	30,485,011円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	19,512,663円	10,282,730円
日興・アッシュモア・グローリング・マルチストラテジー・ファンド	6,813,583円	5,123,058円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	980,718円	784,170円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）	19,616,966円	10,624,808円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	4,928,490円	2,047,717円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	337,961,755円	133,577,984円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・ブラジルレアルコース）	348,007円	170,437円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（対米ドル・アジア通貨バスケットコース）	52,860円	31,919円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）	6,776,977円	2,529,297円
日興・G S 世界ソブリン・ファンド VA（適格機関投資家転売制限付）	21,548,621円	6,381,867円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）	- 円	26,685円
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）	- 円	175,477円
計	662,668,721円	290,685,921円
2 . 受益権の総数	662,668,721口	290,685,921口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日	自 平成27年 1月16日 至 平成28年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なりリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 1月15日現在	平成28年 1月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。	同左

（有価証券に関する注記）

(平成27年 1月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	30
合計	30

(平成28年 1月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	16
合計	16

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成27年 1月15日現在		平成28年 1月15日現在	
1口当たり純資産額	1,0177円	1口当たり純資産額	1,0179円
(1万口当たり純資産額)	(10,177円)	(1万口当たり純資産額)	(10,179円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第564回国庫短期証券	30,000,000	29,999,970	
	第579回国庫短期証券	180,000,000	179,999,836	

合計	210,000,000	209,999,806	
----	-------------	-------------	--

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 1月29日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

【純資産額計算書】

資産総額	800,844,934円
負債総額	1,715,027円
純資産総額（ - ）	799,129,907円
発行済口数	411,765,997口
1 口当たり純資産額（ / ）	1.9407円

（参考）

マナー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	275,677,958円
負債総額	35,998円
純資産総額（ - ）	275,641,960円
発行済口数	270,785,223口
1 口当たり純資産額（ / ）	1.0179円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成28年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（平成28年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成28年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成28年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	603	111,670

株式投資信託	548	88,038
単位型	102	2,841
追加型	446	85,196
公社債投資信託	55	23,632
単位型	39	384
追加型	16	23,248

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

また、第57期中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位:百万円)	
	第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3	17,805
有価証券		234
前払費用	3	419
未収入金		37
未収委託者報酬		7,162
未収収益	3	608
関係会社短期貸付金		240
立替金		303
繰延税金資産		984
その他	2	30
流動資産合計		<u>27,826</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	47
器具備品	1	134
有形固定資産合計		<u>181</u>
無形固定資産		
ソフトウエア		91
無形固定資産合計		<u>91</u>

投資その他の資産

投資有価証券	7,290	14,184
関係会社株式	21,702	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	692	740
長期前払費用	-	0
繰延税金資産	525	248
投資その他の資産合計	30,271	36,936
固定資産合計	30,544	37,273
資産合計	58,371	65,023

(単位：百万円)

第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
----------------------	----------------------

負債の部

流動負債

預り金	329	387
未払金	3,404	5,545
未払収益分配金	6	6
未払償還金	112	112
未払手数料	3,743	3
その他未払金	542	2,282
未払費用	3,239	3
未払法人税等	2,286	814
未払消費税等	356	1,070
賞与引当金	1,935	1,990
役員賞与引当金	150	120
その他	-	3
流動負債合計	11,702	14,646

固定負債

退職給付引当金	1,081	1,111
その他	55	-
固定負債合計	1,137	1,111
負債合計	12,840	15,758

純資産の部

株主資本

資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220

利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,694	25,836
利益剰余金合計	22,694	25,836
自己株式	68	68
株主資本合計	45,209	48,351

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	321	1,002
繰延ヘッジ損益	-	88
評価・換算差額等合計	321	913
純資産合計	45,531	49,265
負債純資産合計	58,371	65,023

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,120	63,990
その他営業収益	2,557	3,729
営業収益合計	65,678	67,719
営業費用		
支払手数料	31,207	30,408
広告宣伝費	1,081	1,045
公告費	2	5
調査費	13,405	15,571
調査費	712	747
委託調査費	12,669	14,782
図書費	23	41
委託計算費	465	502
営業雑経費	558	660
通信費	186	199
印刷費	252	263
協会費	43	64
諸会費	11	27
その他	65	106
営業費用計	46,721	48,193
一般管理費		
給料	7,171	7,585
役員報酬	316	289
役員賞与引当金繰入額	150	120
給料・手当	4,719	5,127
賞与	50	59
賞与引当金繰入額	1,935	1,990
交際費	108	163
寄付金	54	36
旅費交通費	448	503
租税公課	209	208
不動産賃借料	755	785
退職給付費用	313	349
退職金	32	16
固定資産減価償却費	109	148
福利費	847	908
諸経費	2,517	2,673
一般管理費計	12,568	13,380
営業利益	6,388	6,146

(単位：百万円)

	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取利息	17	10
受取配当金	1,774	1,152
有価証券償還益	-	13
時効成立分配金・償還金	4	1
為替差益	26	-
その他	19	107
営業外収益合計	1,842	1,285
営業外費用		
支払利息	19	28
有価証券償還損	-	81
デリバティブ費用	-	269
時効成立後支払分配金・償還金	22	295
支払源泉所得税	57	71
為替差損	-	26
その他	13	21
営業外費用合計	114	795
経常利益	8,116	6,636
特別利益		
投資有価証券売却益	135	270
特別利益合計	135	270
特別損失		
投資有価証券売却損	12	22
関係会社株式評価損	4,500	-
固定資産処分損	0	0
割増退職金	59	243
役員退職一時金	235	-
外国税関連費用	-	1,650
特別損失合計	4,807	1,916
税引前当期純利益	3,445	4,991
法人税、住民税及び事業税	3,020	2,356
法人税等調整額	119	466
法人税等合計	2,900	1,890
当期純利益	544	3,101

(3)【株主資本等変動計算書】

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本剰余金	利益剰余金	

	資本金	資本準備金	資本剩余 金合計	その他利 益剩余金	利益剩余 金合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
当期変動額							
剩余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	836	836	-	836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	362	362	46,408
会計方針の変更による累積的影響額		-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剩余金の配当			1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40	40	40
当期変動額合計	40	40	876
当期末残高	321	321	45,531

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剩余金		利益剩余金		自己株式		
		資本準備金	資本剩余 金合計	その他利 益剩余金	利益剩余 金合計			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209	
会計方針の変更による累積的影響額				41	41		41	
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	68	45,250	
当期変動額								
当期純利益				3,101	3,101		3,101	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								

当期変動額合計	-	-	-	3,101	3,101	-	3,101
当期末残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	321	-	321	45,531
会計方針の変更による累積的影響額			-	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	321	-	321	45,572
当期変動額				
当期純利益				3,101
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	680	88	591	591
当期変動額合計	680	88	591	3,692
当期末残高	1,002	88	913	49,265

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 器具備品 4年～20年
3 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	

(会計方針の変更)

<p>第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更とともに、割引率の決定方法を平均残存勤務年数に対応した高格付社債の流通利回りを基礎とする方法から退職給付の支払見込期間及び期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が63百万円減少、繰延税金資産が22百万円減少、繰越利益剰余金が41百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に対する影響額は、軽微であります。</p>

(表示方法の変更)

<p>第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めていた「福利費」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた3,364百万円は、「福利費」847百万円、「諸経費」2,517百万円として組み替えております。</p>
--

(貸借対照表関係)

第55期 (平成26年3月31日)		第56期 (平成27年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,091百万円	建物	1,122百万円
器具備品	625百万円	器具備品	679百万円
2 信託資産		2 信託資産	
流動資産のその他30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。		流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	
3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。		3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	
(流動資産)		(流動資産)	
現金・預金	6,249百万円	現金・預金	4,256百万円
前払費用	2百万円	前払費用	2百万円
未収益	74百万円	未収益	110百万円
(流動負債)		(流動負債)	
未払手数料	98百万円	未払手数料	108百万円
未払費用	274百万円	未払費用	500百万円
		その他	57百万円
4 消費税等の取扱い		4 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。		仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	
5 保証債務		5 保証債務	
当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。		当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務27百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務842百万円に対して保証を行っております。	

(損益計算書関係)

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,290百万円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 719百万円
2 外国税関連費用1,650百万円は、中国税務当局等が平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成21年11月17日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算したものであります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株マザーファンド」とび「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」の2ファンドであり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社が負担しております。	

(株主資本等変動計算書関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	-	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	-	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数 × 0.25% に 6 を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第56期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	-	15,902,700	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	-	1,567,500	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	2,955,200	-	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	5,388,900	-	359,700	5,029,200	-
合計		28,124,300	-	3,314,900	24,809,400	-

- (注) 1 平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数 × 0.25% に 6 を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出してあります。なお、当該新株予約権は平成27年2月8日に失効いたしました。
 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(リース取引関係)

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	751百万円	1年内	841百万円
1年超	77百万円	1年超	3,420百万円
合計	828百万円	合計	4,261百万円

(金融商品関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されています。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることはないと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しては、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額66百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、

当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「4 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリューアット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金・預金	14,206	14,206	-
(2) 未収委託者報酬	8,441	8,441	-
(3) 未収収益	1,566	1,566	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	14,431	14,431	-
(5) 未払金	(5,545)	(5,545)	-
(6) 未払費用	(4,636)	(4,636)	-
(7) デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(57)	(57)	-
デリバティブ取引計	(82)	(82)	-

(1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係) 注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,206	-	-	-
未収委託者報酬	8,441	-	-	-
未収収益	1,566	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	277	1,219	3,205	1,232
合計	24,492	1,219	3,205	1,232

（有価証券関係）

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	130
	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額

貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	12,839	11,293	1,546
	小計	12,839	11,293	1,546
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	1,591	1,656	64
	小計	1,591	1,656	64
合計		14,431	12,949	1,482

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 30百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,661	270	22
合計	3,661	270	22

（デリバティブ取引関係）

第55期(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(平成27年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,337	-	25	25
	買建	-	-	-	-
合計		2,337	-	25	25

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価	2,586	-	68

法	豪ドル シンガポールドル ユーロ	証券	276 878 219	- - -	8 4 1
	合計		3,961	-	57

(注) 1時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位:百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位:百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,078
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 9,396
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の 金額 1,379	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の 金額 1,720

(退職給付関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)	
退職給付債務の期首残高	1,101
勤務費用	110
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	56
退職給付債務の期末残高	1,174

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174
未積立退職給付債務	1,174
未認識数理計算上の差異	92
貸借対照表に計上された負債の額	1,081
退職給付引当金	1,081
貸借対照表に計上された負債の額	1,081

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	16
確定給付制度に係る退職給付費用	137

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)	
退職給付債務の期首残高	1,174
会計方針の変更による累積的影響額	63
会計方針の変更を反映した期首残高	1,110
勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	47
退職給付の支払額	59
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,233</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,233
未積立退職給付債務	1,233
未認識数理計算上の差異	121
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,111</u>
 退職給付引当金	 1,111
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,111</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	18
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>152</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、196百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日

権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時に当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,388,900
付与	0	0
失効	0	359,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,029,200
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-

失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
----------------------	----------------------

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	689	賞与引当金	658
その他	294	その他	813
小計	984	小計	1,472
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	148	投資有価証券評価損	134
関係会社株式評価損	1,665	関係会社株式評価損	1,510
退職給付引当金	385	退職給付引当金	360
固定資産減価償却費	158	固定資産減価償却費	133
その他	34	その他	73
小計	2,391	小計	2,213
繰延税金資産小計	3,375	繰延税金資産小計	3,685
評価性引当金	1,665	評価性引当金	1,510
繰延税金資産合計	1,710	繰延税金資産合計	2,174
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(流動)	
その他有価証券評価差額金	200	その他有価証券評価差額金	25
繰延税金負債合計	200	小計	25
繰延税金資産の純額	1,510		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	35.6%
(調整)		(調整)	
評価性引当金の増減	46.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	1.7%
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%		

<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第151号)が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日以後に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)の施行に伴い平成26年4月1日以後に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は135百万円、繰延ヘッジ損益が4百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が48百万円、法人税等調整額が179百万円、それぞれ増加しております。</p>
---	---

(関連当事者情報)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	398(千 SGD 5,059)(注2)	関係会社短期貸付金	240(千 SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15(千 SGD 192)	未収収益	5(千 SGD 64)
							増資の引受(注3)	3,266(千 SGD 40,000)	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 398百万円(5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済638百万円(8,000千 SGD)であります。
- Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき 1 シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 15,790百万円

負債合計 1,713百万円

純資産合計 14,076百万円

営業収益 11,350百万円

税引前当期純利益 4,212百万円

当期純利益 3,096百万円

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連 当事 者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール 国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の 貸付 (シンガ ポール ドル貸 建) (注1)	184 (千 SGD 2,059) (注2)	関係 会社 短期 貸付 金	436 (千 SGD 5,000)
							貸付金 利息 (シンガ ポール ドル貸 建) (注1)	7 (千 SGD 92)	未收 收益	7 (千 SGD 82)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額184百万円(2,059千 SGD)の内訳は、貸付424百万円(5,000千 SGD)及び返済240百万円(2,940千 SGD)であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成26年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 23,832百万円

負債合計 6,549百万円

純資産合計 17,283百万円

営業収益 15,406百万円

税引前当期純利益 4,977百万円

当期純利益 3,441百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	231円23銭	250円20銭
1株当たり当期純利益金額	2円76銭	15円74銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	544	3,101
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	544	3,101
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、平成23年度ストックオプション(1) 5,029,200株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	45,531	49,265
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	45,531	49,265
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(千株)	196,903	196,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

第57期中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	13,390
金銭の信託	99
有価証券	87
未収委託者報酬	7,326
未収収益	1,121
関係会社短期貸付金	5,925
繰延税金資産	436
その他	2
流動資産合計	30,712

固定資産

有形固定資産	1	364
無形固定資産		122

投資その他の資産

投資有価証券	13,748
関係会社株式	21,702
関係会社長期貸付金	60
長期差入保証金	775
繰延税金資産	546
その他	0
投資その他の資産合計	36,834

固定資産合計	37,321
資産合計	68,033

(単位:百万円)

第57期中間会計期間
(平成27年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	4,051
-----	-------

未払費用	4,163
未払法人税等	52
未払消費税等	3 457
関係会社短期借入金	5,997
賞与引当金	976
役員賞与引当金	115
その他	708
流動負債合計	16,521
固定負債	
退職給付引当金	1,130
固定負債合計	1,130
負債合計	17,652
純資産の部	
株主資本	
資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	28,043
利益剰余金合計	28,043
自己株式	502
株主資本合計	50,124
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	310
繰延ヘッジ損益	53
評価・換算差額等合計	257
純資産合計	50,381
負債純資産合計	68,033

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第57期中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	33,707
その他営業収益	1,944
営業収益合計	35,652
営業費用及び一般管理費	1 32,417
営業利益	3,235
営業外収益	2 2,115
営業外費用	3 1,200
経常利益	4,150
特別利益	504

特別損失	5	510
税引前中間純利益		4,145
法人税、住民税及び事業税		60
法人税等調整額		1,026
中間純利益		3,058

(3) 中間株主資本等変動計算書

第57期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68
当中間期変動額						
剩余金の配当				850	850	850
中間純利益				3,058	3,058	3,058
自己株式の取得						434
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計				2,207	2,207	434
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	28,043	28,043	502
						50,124

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,002	88	913	49,265
当中間期変動額				
剩余金の配当				850
中間純利益				3,058
自己株式の取得				434
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	692	35	656	656
当中間期変動額合計	692	35	656	1,116
当中間期末残高	310	53	257	50,381

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

(会計方針の変更)

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,748百万円
2 信託資産	流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
4 保証債務	当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務6百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務779百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
---	--

1 減価償却実施額	
有形固定資産	59百万円
無形固定資産	22百万円
2 営業外収益のうち主要なもののうち	
受取利息	25百万円
受取配当金	1,271百万円
デリバティブ収益	816百万円
3 営業外費用のうち主要なもののうち	
支払利息	63百万円
デリバティブ費用	907百万円
支払源泉所得税	119百万円
4 特別利益のうち主要なもののうち	
投資有価証券売却益	504百万円
5 特別損失のうち主要なもののうち	
特別賞与	348百万円
割増退職金	91百万円
役員退職一時金	64百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第57期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	109,600	704,500	-	814,100

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	10,282,800	5,619,900	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	587,400	980,100	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	2,310,000	-	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,029,200	-	290,400	4,738,800	-
合計		24,809,400	-	13,470,600	11,338,800	-

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)、平成22年度ストックオプション(1)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(1)5,619,900株、平成21年度ストックオプション(2)980,100株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)							
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>853百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,047百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,900百万円</td> </tr> </table>		1年内	853百万円	1年超	3,047百万円	合計	3,900百万円
1年内	853百万円						
1年超	3,047百万円						
合計	3,900百万円						

(金融商品関係)

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金・預金	13,390	13,390	-
(2) 未収委託者報酬	7,326	7,326	-
(3) 未収収益	1,121	1,121	-
(4) 金銭の信託	99	99	-
(5) 関係会社短期貸付金	5,925	5,925	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,819	13,819	-
(7) 未払金	(4,051)	(4,051)	-
(8) 未払費用	(4,163)	(4,163)	-
(9) 関係会社短期借入金	(5,997)	(5,997)	-
(10) デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(120)	(120)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	169	169	-
デリバティブ取引計	48	48	-

(1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は金融商品取引所が定める清算指標、為替予約取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用並びに(9) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動資産のその他及び流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

中間貸借対照表計上額	
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,923	7,062
	小計	7,923	7,062
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,896	6,298
	小計	5,896	6,298
合計	13,819	13,361	458

- (注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。
- 2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	4,686	-	49	49
	合計	4,686	-	49	49

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指標によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	為替予約取引 買建 米ドル	5,997	-	170	170
	合計	5,997	-	170	170

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	4,550	-	148
	豪ドル		219	-	21
	シンガポールドル		738	-	57
	ユーロ		194	-	0
	香港ドル		178	-	5
	人民元		2,155	-	63
	合計		8,035	-	169

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第57期中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,071百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,269百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,461百万円

(ストックオプション等関係)

第57期中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第57期中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第57期中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1 株当たり純資産額	256円79銭
1 株当たり中間純利益金額	15円54銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はあります
が、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を
算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益（百万円）	3,058
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,058
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 5,619,900 株、平成21年度ストックオプション(2) 980,100株、平成23年度ストックオプション(1) 4,738,800株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	50,381
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	50,381
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期 間末の普通株式の数（千株）	196,198

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと
(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等
(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関
係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)に

おいて同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

(5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
あかつぎ証券株式会社	3,065百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成27年12月末現在)	事業の内容
ピムコジャパンリミテッド	13,411,674.44米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、運用指図権限の委託を受けファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することができます。

(5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることができます。

(6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

(7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載することができます。

(8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用

がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

分配金は、投資信託の純資産から支払われる所以、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月15日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽太典明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋宗勝彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月25日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の平成27年1月16日から平成28年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の平成28年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月4日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽太典明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 竹内知明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。